

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2009. 12.10発行(通巻第396号) 400円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



特集／はつりじん肺裁判提訴

●はつり(研り)じん肺損害賠償訴訟を提訴

同時にフリーダイヤル開設 2

●はつり工のじん肺訴訟と元請け建設業者の責任 10

●はつりじん肺訴訟の原告にきく その1 16

●いまだに困難な労災・職業病の補償請求

-最近の外国人労働者の相談から- 20

●《韓国》建設連盟・労災団体

ソウル駅で特別法制定キャンペーン 26

●韓国からのニュース

..... 27

●震災とアスベストを考えるシンポジウムのお知らせ

..... 36

●アスベスト報道ダイジェスト 2009年10月-11月

..... 37

●前線から

..... 39

フジタが継続雇用を拒否 経営環境悪化が理由! 全港湾建設支部 大阪

●2009年冬期カンパへのご協力のお願い

'09 11・12

10、11月の新聞記事から／41
表紙／削岩機でのはつり作業

はつり（研り）じん肺 損害賠償訴訟を提訴

同時にフリーダイヤル開設

0120-824681 (ハツリジンパイ)

関西労働者安全センター事務局

建設現場でのはつり（研り）工事で発生した著しい粉じんを浴び、粉じん防護対策と健康管理対策が極めて不十分なことが原因でじん肺を発症したとして、元はつり労働者15名が鹿島、大成建設、竹中工務店などゼネコン等32社を相手取って損害賠償を求める裁判を大阪地方裁判所に12月21日提訴した。

原告は、岡山義昭（原告団長）、村上武徳、福本隆一、徳田輝顕、矢野寛、山田裕二、植田勇、小橋川三郎、伊良皆正吉、浜川邦宏、新垣実、末吉茂正、安里正秀、知念清二郎、金城武次（順不同、敬称略）の15名。弁護団は浦功弁護団長（関西労働者安全センター運営協議会議長）、位田浩事務局長以下18名である。

原告はいずれも、長年はつり・解体作業に従事し、2000年以降にじん肺管理区分決定を受け、労災認定され、現在、労災療養中であり、当安全センター会員で全国じん肺患者同盟大阪中央支部にも所属している。

当安全センターがかかわった認定患者だけでもすでに100名近い。うち現在までに15名の方が亡くなっている。

はつり労働に地域性がないこと、じん肺被害が潜在していることは石綿問題にもみられるように未だ根深いことなどから、全国的には多数の被害が救済されずに放置されているとみられる。

そこで、こうした被害を掘り起こし、じん肺を引き起こした企業責任を明らかにし、はつり現場などの建設現場でのさらなる被害の防止と幅広い補償を実現するため、原告団、弁護団、当安全センターで協議・意志一致の上、本件訴訟に踏み切ることになったものである。

粉じん作業によるじん肺被害については、非常に古くから知られてきた。近くは、戦後すぐに特別法制定の大運動がおこり、1955年に硅肺等特別保護法、1960年にじん肺法が制定されている。

じん肺被害の損害賠償責任を企業（近年

は国にも）に求めるじん肺訴訟は、1970年代から多数提起されてきた。

原告となったのは、主に、炭鉱、鉱山、トンネル、工場の労働者と家族であった。

当事者、各弁護団の多大な努力の成果として、企業責任が明確にされ、補償水準も定着し、和解で勝利解決するケースが多くを占めるようになった。

また、規制監督権限をもつ国の責任については、筑豊じん肺訴訟最高裁判決（1989.11.24）、全国トンネルじん肺根絶訴訟東京地裁判決（2006.7.7）等が認定するまでになった（トンネル訴訟については、国と和解合意成立（2007.6.18））。

当センターのじん肺に対するこれまでの取り組みは、じん肺被災者から相談を受けて、労災認定、損害賠償請求などを進めることを主としてきた。その中で、当センターとしては、大阪トンネルじん肺訴訟（原告5名。1991.8.2 大阪地裁提訴、1995.5 和解。）に取り組んだ経緯がある。

こうしたじん肺訴訟の歴史を念頭におくとき、今回提訴したはつりじん肺訴訟は、これまで取り組まれたことがなかった、都市の建設現場で発生した（発生している）じん肺被害の責任を、初めて正面から問う集団訴訟となる。



原告団会議の様子

ある意味「最後のじん肺訴訟」と呼べるかもしれない取り組みである。

加害者「免罪構造」の打破を

はつりじん肺は被害に対する責任という観点でみた場合、これまで取り組まれてきたじん肺訴訟に比較すると困難な点があった。

じん肺は長年の粉塵ばく露によって発症してくる。原因は、企業が粉じん対策を怠ったことにある。しかし、発症後、原因となつた企業の粉じん対策の不備にさかのぼろうとするとき、加害企業の特定と時間の壁が立ちはだかることになる。

トンネル工事では、トンネル工事現場を転々としたため、それぞれの現場と元請企業を特定することで、被害責任の立証がなされていくが相当の手間ひまが要求される。

同様の立証作業が、はつり・解体工事によるじん肺被害にも要求されるとすると、その手間ひまはトンネル工事よりもさらに多くの困難が伴うことは想像に難くない。

まさに、このことが、建設現場でのじん肺被害に対する補償要求を阻み、社会的告発を妨げてきた原因の一つだった。

鉱山、炭鉱でも、その点の困難はあるが、建設現場で比較的短期に現場を移動していくはつり労働者（あるいは、一般の建設労働者にとっても）の困難さとはおそらく比較にならないだろう。

建設現場は労災隠しがいまだに横行する現場である。建設現場では、元請ゼネコンの権力は絶対であり、下請企業、労働者が逆らうことなどできない。労働組合組織はほとんど皆無である。じん肺に関しても、事業主証明をスムーズに行う建設会社はまったくの少数派であって、理由をつけて、じん肺患者との関わり合いを避けようとする会社が圧倒的に多い。

はつりじん肺は、典型的なじん肺被害である。石綿ばく露の影響がみられる患者も少なくないが、主体は古典的なじん肺である硅肺である。いわゆる、硅肺は岩石に多く含まれる結晶性シリカ（石英、ケイ酸粉じん）が原因物質だ。はつり労働者は、作業の性質上、このケイ酸粉じんを含む濃厚な鉱物性粉じんにばく露したためにじん肺を発症する危険性が非常に高い。

たとえば、トンネルじん肺を発生させたのは大手ゼネコンをはじめとした建設会社である。

はつりじん肺を発生させたのも同じ建設

会社である。

だとすれば、まったく同種の原因で起こった、明確なはつりじん肺被害について、これらの会社が、従来概念に基づく立証の困難性という壁によって守られ、まるで責任が問われないということでは著しく社会正義に反する。

そもそも、「粉じん作業在り、粉じん対策ないところ」にじん肺あり。トンネル工事、はつり工事でじん肺を多発させてしまった責任は、建設会社、これとなれ合った労働行政（多くの天下りが大手建設会社に就職している）の怠慢にあることは、誰の目にも明かだろう。

建設現場の封建的重層構造によって加害企業の「犯罪」が隠されながら、多数のじん肺被害者が最小限の労災補償給付によって泣き寝入りを強いられている現実がある。労災認定を受けられない被害者はさらに多い。

建設会社に正当な補償を行わせ、労働者の人権尊重を第一において、建設現場での粉じん対策等安全衛生対策の徹底を実現させていく。

これが、はつりじん肺裁判の目的である。

隣人のじん肺被害

もちろん、はつり労働者のじん肺だけが、建設現場のじん肺被害ではない。

ただ、明らかに重症じん肺が多発している職種としては突出している。建設現場でのじん肺被害をある意味で象徴している。

しかし、当安全センターがはつりじん肺

多発の実態にたどりついたのは、恥ずかしながら、この10年間のことである。

はつりじん肺患者が相談に訪れるようになったのは、1998年10月に実施した「じん肺肺がん・アスベスト被害ホットライン」に40代後半の元労働者が来所して以降である。

そのときの本誌記事（1998年10月号）から。

40歳代男性Mさん（ハツリ作業）：約30年ハツリ作業に従事。大震災復興工事中に結核を発症し8ヶ月間入院療養した。このとき会社から解雇された。その後結核は治ったが納得いかないままでいた。結核については合併症であり労災保険の適用があるが、残念ながらすでに時効で請求権が消滅していた。センターに来所してもらい制度の説

明をし、じん肺健診の後管理区分申請を行った。もっと早く制度を教えてほしかったと憤慨されていた。（Mさんの検診は故・山下五郎先生がされ、管理2と決定された）

このあと、Mさんの知人のNさん（ハツリ作業歴37年）が相談に来られた。Nさんは1999年4月に「管理3口」（続発性気管支炎：要療養）とのじん肺管理区分決定を受け、7月に北大阪署が労災認定された。その後つづく一連のはつりじん肺労災認定者の第1号である。

Nさん場合、最終粉じん職場の建設会社が証明を拒否、直接雇用主のはつり親方に対しては一次下請のトビ工事業者が「出入り差し止めだ！」と圧力をかけ、Nさんはついぶんいやな思いをしなければならなかつ

表1 ハツリ労働者のじん肺等に関する本誌記事

1	「労災職業病ホットライン実施」全国で120件の相談、大阪では10件	98年10月号
2	じん肺問題への取り組みを進めよう～ハツリ労働者のじん肺など	99年4月号
3	問題多い事業主側の対応～じん肺労災請求の取り組みから【北大阪】	99年5月号
4	ハツリ作業労働者のじん肺で労災支給決定【大阪】	99年7月号
5	最近のじん肺管理区分申請から【大阪】	00年5月号
6	じん肺・アスベスト被害への取り組みから【中央】	00年11・12月号
7	つづく「はつりじん肺」管理区分申請、労災請求 振動病、難聴の合併も【大阪】	01年9月号
8	目立つ建設会社側の不誠実な態度～ハツリ労働者の職業病認定から【大阪】	01年10月号
9	ハツリ作業労働者とアスベスト（石綿）	02年2月号
10	研り工・造船工のじん肺、振動障害、難聴の申請・認定から【大阪】	02年4月号
11	ハツリ作業者のじん肺肺がんなど～労災請求準備すすむ【沖縄】	02年10月号
12	研り（ハツリ）作業に長年従事してきたじん肺等患者調査について	02年11,12月号
13	研り作業者のじん肺・肺癌死亡を労災請求【沖縄】	03年2月号
14	元研り労働者の新たなじん肺管理区分申請を準備【沖縄】	03年3月号
15	つづくじん肺相談 最終現場調べで情報公開請求（尼崎市）も	03年5月号
16	はつり労働者の実態調査の早期実施を！職業病実態が患者調査で明かに	03年9月号
17	元はつり労働者のじん肺労災認定【沖縄】	03年9月号
18	沖縄・那覇、粟国島で研り（はつり）労働者職業病相談	03年10月号
19	元ハツリ労働者じん肺結核で労災請求へ【沖縄】	03年11,12月号
20	元はつり労働者じん肺死亡で遺族補償請求【沖縄】	04年2月号
21	元ハツリ労働者のじん肺22年目の認定【沖縄】	04年6月号
22	はつりじん肺で新たに労災請求【沖縄】	04年7月号
23	ハツリ労働者のじん肺肺ガン死亡 那覇労基署が労災認定【沖縄】	04年9月号
24	沖縄県在住のハツリじん肺被災者支援	04年11,12月号
25	研り作業離職者に相次ぎじん肺労災認定【沖縄】	05年3月号



2004年4月に管理4相当で認定された故伊良皆徳助氏（中央）

らしい病気になつたり、死亡しながら救済されていない方が存在しているのは確実で、当センターにしても「遅れた」取り組みの感が強い。

はつり労働者以外のじん肺被害も建設現場では一般的である。

特にクボタショック以降、石綿肺、石綿肺がん、中皮腫などの建設現場でのアスベスト被害がクローズアップされているが、それと平行して、あるいは、より古くからの問題として、石綿肺を含む建設じん肺の裾野がはつりじん肺の周りに広くひろがっているのである。

マスコミをはじめ、じん肺被害といえば、鉱山、炭鉱、トンネルと、多くは地方の、過去の問題という認識がおおかたではないだろうか。

しかし、現実は違う。

街のど真ん中でじん肺になり、救済され

ないまま医者にかかっているじん肺患者は、想像以上に多いことを広く社会に（一般、医療機関、労働行政、マスコミの方々に）明らかにしていくことも、はつりじん肺裁判の目的である。

労働行政の責任と動向

じん肺問題を取り扱う労働行政は、粉じん対策と健康管理対策を行う「安全衛生」部門と労災補償対策を行う「労災補償」部門に分かれています。普通にいわゆる縦割り行政である。

はつりじん肺多発の可能性をいつから行政が知ることができたかといえば、これは、ずっと昔からである。建設現場でブレーカーなどの動力工具、古くはノミとハンマーでコンクリートを破碎すれば、多量の粉じんが舞い上がるることは、現場を見ればわかることだ。

「そのような作業に対して具体的に対策をとれと言われなかつたから」と、もし建設会社が反論するならば、じん肺を発生させたことに加重する二重の「犯罪」だろう。そして、労働基準法などに定められた労働者保護を使命とする労働行政は、建設会社がじん肺を発生させることを防ぐことができなかつたのであるから、これまた「共犯」とい

う呼び名にふさわしい。

今回の裁判では、建設会社の責任を追及していくのだが、労働行政つまり政府の責任というのもしっかりと見据えていかなければなければならない。

大阪労働局は「第7次粉じん障害防止総合対策」(2008年度から2012年度までの5か年)の中の重点事項の第1項目に「建設業のはつり・解体作業」を掲げている。すなわち

大阪局第7次粉じん障害防止総合対策

(中略)

大阪局においては、建設業のはつり・解体作業、鋳物業等の鋳込み等作業における、じん肺新規有所見労働者の発生が多く、アーク溶接作業及び金属等の研磨作業においても依然として、じん肺新規有所見労働者が発生しており、アーク溶接作業においては、いまだ粉じんの有害性及びその対策の必要性についての認識不足がみられること、また、ずい道等建設工事においては、当該建設工事における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん則等が改正され平成20年3月に施行されたこと、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、次の事項を重点とする。

- 1). 建設業のはつり・解体作業に係る粉じん障害防止対策
- 2). 鋳物業等の鋳込み等作業に係る粉じん障害防止対策
- 3). アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- 4). 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- 5). ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 6). 離職後の健康管理はつり

(中略)

(別添)

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講すべき措置

第1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置を講じなければならない。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講すべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置のうち今後5年間において事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

なお、大阪局においては、建設業のはつり・解体作業、鋳物業等の鋳込み等作業における、じん肺新規有所見労働者の発生が多く、アーク溶接作業及び金属等の研磨作業についても依然として、じん肺新規有所見労働者が発生しており、アーク溶接作業については、いまだ粉じんの有害性及びその対策の必要性の認識不足がみられること、また、ずい道等建設工事においては、当該建設工事における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん則等が改正され平成20年3月に施行されたこと、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、第7次粉じん障害防止総合対策においては、「建設業のはつり・解体作業」、「鋳物業等の鋳込み等作業」、「アーク溶接作業」、「金属等の研磨作業」、「ずい道等建設工事」及び「離職後の健康管理」を重点事項として、これら事項において事業者が重点的に講すべき措置について記述している。

第2 具体的実施事項

1 建設業のはつり・解体作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 粉じん発生源に対する措置の徹底等
事業者は、建設現場の屋内作業場でのはつり・解体作業（以下「はつり等作業」という。）については、粉じん則第5条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じること。

また、通風が不十分な屋内作業場において、手持式又は可搬式動力工具を用いて行う、はつり等作業については、局所排気装置の設置等により粉じん発散の抑制に努めるものとする。

なお、粉じん則第7条第2項の「臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除外」に該当する場合においても上記の措置を講じるよう努めること。

さらに、屋外作業場においても、動力を用いるはつり等作業については、湿潤化等、粉じん発散の抑制に努めること。

(2) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

ア 保護具着用管理責任者の選任

作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

イ 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

1. 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
2. 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
3. 呼吸用保護具のフィルタの交換の

基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

(3) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、事業者は、じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、肺がんの発生リスクが高まり、喫煙が加わると更に発生リスクが上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診）の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

(4) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、関係請負人が行う教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

「はつり・解体作業」が第1重点項目になっている理由は、「じん肺新規有所見労働者の

発生が多」い、ことだとしている。じん肺法に基づくじん肺健康診断における新規有所見者が多いということを指している。その背景には、劣悪な作業環境のほかに、事業者の健診実施率の向上、あるいは、有所見率が元々高い離職者からのじん肺管理区分申請（随時申請）の増加、といった要因があるのか、ないのかは定かではないが、要するに、労働局が把握する、「はつり・解体作業」労働者のじん肺有所見者数が、最近増加していることは間違いないからう。

ここに掲げられた対策はわかりやすいものばかりだ。

この対策が昔から徹底されていれば、はつりじん肺の発生は未然に防止できたのである。

大阪局と同様に各地方労働局では、本省の計画を基礎に各地方の実情を反映させた「第7次粉じん障害防止総合対策」を策定している。本省の計画には「はつり・解体作業」の文字はない。

地方局ではたとえば、東京局では第4重点項目に「はつり・解体作業」が掲げられているが、神奈川局は未指定、愛知局は未指

定、兵庫局は未指定である。

事業者の行うじん肺健康診断や随時申請における新規有所見者の数が、重点項目にするかどうかの目安とされているために、被害の掘り起しが比較的行われている局では重点項目化されているとみてもいいのではないだろうか。

はつりじん肺の多発は、作業の性質上、大阪や東京の地域的な出来事であるとは考えられない。潜在している実態が、労働行政の対応動向にも反映しているとみられる。

被害掘り起こしのために

提訴に合わせて、相談フリーダイヤル0120-824681を開設した。

裁判を通して、はつりじん肺、建設じん肺被害の重大性を訴え、追加提訴も含め、患者・家族からの相談に応えて被害を掘り起こし、救済と予防対策を前進させていくたい。

皆さんの一層のご支援とご協力をお願いします。

■はつり工のじん肺訴訟と元請け建設業者の責任

「はつり」とじん肺

はつりは、「研」（シャク・きりおとす）で、はつり作業とは、建築工事の現場で、コンク

リートを削ったり、切ったり、壊したり、穴を開けたりする作業のことで、人間の手で行われる作業の範囲を言います。またこの仕事に従事する労働者を「はつり工」と呼びます。

塵肺（じんはい、じんぱい）は、粉じんや微粒子を長期間吸引した結果、肺の細胞にそれらが蓄積することによって起きる肺疾患（病気）の総称で、じん肺法（1960年）は「粉塵を吸入する事によって肺に生じた纖維増殖性変化を主体とする疾病」と定義しています。症状としては、咳、痰、息切れ、呼吸困難、動悸を起こし、その原因となる粉じんには、ケイ酸、金属粉、石綿（アスベスト）、有機塵があり、鉱山や炭鉱、陶磁器製造業、石切業、鋳物業、トンネル工事、アスベストを用いる建築や建造物の解体など、粉じんの多い環境に従事する職業に見られる職業性疾患であることが多く、人類最古の職業病とも言われています。

はつり工のじん肺を産み出す建設業の構造

工事の現場で、コンクリートを削ったり、切ったり、壊したり、穴を開けたりするはつり工に、じん肺患者が大量に発生していることは、公然の事実でありました。これを許してきたのは建設業の構造です。

1、建設業の重層下請け構造（カントクさんはすごくエライ）

はつり工が働く建設業は、建設元請け大企業の下に、数十社が下請け、孫請け、ひ孫請けという形で請負契約を結んで作業するという、重層下請け構造になっています。

工事費が何十億という大型の作業所でも、元請け会社の工事監督をする10人程度の職員がいて、その約10数倍の実際に働く「職人」と呼ばれる労働者がいて、毎日の工事が

進められています。

建設現場では「監督」と「職人」という「身分」関係ができていて、監督職員と職人が直接対話をするといった場面はほとんど見られません。現場では「カントクさんはすごくエライ」のです。実際に現場の施設の設置・管理をし、作業指示をするのは監督職員の仕事です。身分関係のために建築現場では『参加型の安全管理』などといった民主的な管理は考えづらい構造になっています。

全ての現場で、どういう訳か外に向かつて掲げられている「安全第一」の看板が、職人さんにはとてもまぶしくて、よく見えないのです。

2、都会にある粉じん職場と、じん肺患者

今までじん肺の補償を求める闘いが、炭坑や鉱山、トンネルで発生した災害を巡って行われてきたために、じん肺はどこかの山の中の、人々の日常の暮らしとは関係のない、泥まみれで埃だらけの現場で起こっているものと考えられてきたのではないでしょうか。

建築工事の現場でのはつり作業は、建築現場であれば必ず必要な作業で、日本中にあるあらゆる建物は、一つ残らずはつり工のお世話になっています。あなたが住んでいる家もコンクリートが使ってあれば、必ずはつり工の世話になっているのです。都会のありとあらゆる場所に粉じん職場があって、じん肺患者が発生しているのです。実に、都会型の粉じん職場で発生しているじん肺患者であると言うことができます。

特集/はつりじん肺裁判提訴

3、はつり工は現場の嫌われ者（目標管理：はつり費用ゼロ）

「バリバリバリ」「ダッダッダッ」。

現場でコンクリートをはつっている音が聞こえてきます。はつり工が一所懸命に仕事をしています。

「だれや！はつり屋を呼んだのは？」所長さんはご立腹です。

コンクリートを削ったり、切ったり、壊したり、穴を開けたりする作業は、ほとんどの場合何らかの手違いから生じます。コンクリートを流し込む型枠が弱くて壁が膨らんだり、窓や壁の位置を間違えたり、コンクリートがキチンと打設されていなかったり、床が高すぎたり…。原因は色々ですが、はつり作業というのはほとんど何かの手違いを修正する仕事です。

コンクリートをはつれば「はつりガラ」が出ます。はつり工の費用、ガラの片付け費用、手違い箇所の修正費用と、あってはならない費用がたくさん掛かります。

ところが現場の予算に「はつり費」はありません。元々手違いから発生する費用は、予算には組み込まれていないのです。

「バリバリバリ」「ダッダッダッ」は、お金に羽が生えて飛んでいく羽音なのです。だから現場で監督職員がいつもお世話になっているはつり工は、現場の嫌われ者、できるだけ顔を見たくない職人さんです。

監督職員は「ZD運動 (zero defects 無欠点の略・従業員の自発性・熱意を喚起させ、創意工夫により仕事の欠陥をなくし、コストの低減、製品・サービスの向上を目的とする運動。)」や「目標管理」をやらされます。

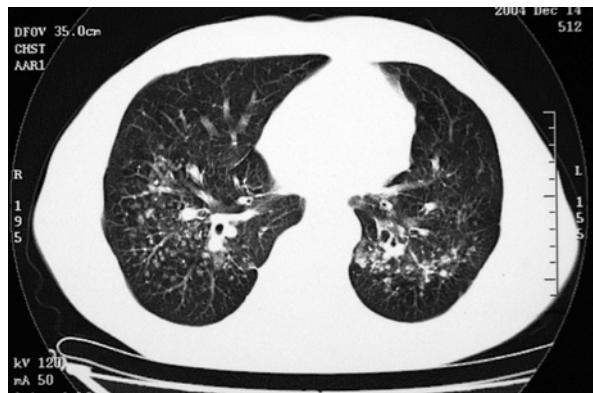
「はつりゼロ」は多くの監督職員が掲げる管理目標です。ところが神ならぬ身に「はつりゼロ」は不可能です。そこで「はつりゼロ」は、「はつり費用ゼロ」に変わります。

そのためには、①はつり工の費用、ガラの片付け費用、手違いの修正の費用を、手違いの原因を作った下請け業者に負担させ、元請けは費用負担をしない方法。すなわち、元請けははつり作業を直接発注するが、その費用は原因を作った業者から「引き去る」という形で回収します。そして、②はつり作業に掛かる費用をゼロに近づけること。すなわち作業単価を引き下げ、粉じんの発生防止や作業用の足場など、安全に掛かる費用を節約します。

①が、はつり工が働いた現場を特定するという作業で重大な支障になりました。また②が、じん肺の大量発生の直接的な原因になったことは言うまでもないでしょう。

4、毎日行く現場が違う労働者・はつり工（お日さん西々の労働者）

はつり作業のほとんどは何らかの手違いの修正ですから、はつり作業がある日は決まっていません。なにがしかの手違いでコンクリートをはつらなければならない時に、はつり工が現場に呼ばれます。毎日の打ち合わせで、明日はつり作業が必要なことが分かると、元請けは一次下請け業者の所に「明日、はつり工を○人寄こしてくれ」と電話を入れ、一次下請け業者がはつりの親方(多くは二次・三次の下請け業者です)の所に「明日〇〇現場に、○人行ってくれ」と注文をします。従って多くのはつり工は、毎日、



はつりじん肺患者の胸部CT写真

はつりじん肺患者の胸部レントゲン写真
どこか分からぬ現場に、日々派遣される形で働いています。現場に着いて、建物を見て「〇〇建設の現場か～」といったこともよくあります。

実はこれが、はつり工のじん肺が今まで問題にならなかつた最大の原因なのです。

はつり工にとって、今日働いた現場が、どんな建物を建てていて、今日の自分の作業がこの建物の建設にどんな意味があるのか、と言ったことからまったく疎外されています。ただ言われた通りに穴を開け、壁をはつればいいのです。お日さんが西に行けば、今日の仕事は終わりです。これが労働者の労働からの疎外であり、この疎外が、いつ、どこの現場に行ってどんな作業をしたかをはつり工がよく憶えていない理由になっています。

5、じん肺予防は「ビールと蒟蒻（こんにゃく）」

埃・粉塵が身体に悪くいことくらい、だれでも分かっています。埃が立っているとこ

ろでは思わず手で埃を払う動作をし、「コホッコホッ」と咳をして埃を飛ばそうとします。埃の中で働いているはつり工ももちろん、このことは知っています。昔はだれ言うとなく口の周りにタオルを巻いて作業をしていました。

はつり工の先輩たちは、後輩のはつり工に「肺の病気になりたくなかつたら、蒟蒻を食べてビールで洗い流せ」という指導をしました。

今回の調査の中での『笑えない笑い話』です。全員がそのように信じていたかどうかは別にして、全員がそのように先輩から言われた経験がありました。

じん肺という病気についての基礎的な知識すら与えられていなかった、与えていなかつたという、何よりの証拠です。

今まではつり工のじん肺が問題にならなかつたのはなぜか？

それにも拘わらず、今まで建設現場のはつり工がじん肺の補償を求めるといった形での問題にならなかつたのはなぜでしょう

か？

今まで提起されたじん肺訴訟は、炭坑・鉱山でのじん肺と、トンネルのじん肺でした。

一つは、鉱山もトンネルも粉塵職場であることは想像するに難しくありません。建築現場の仮囲いの外から見て、ここが粉塵職場で、ここで多くのはつり工がじん肺に罹っているというのは、少し想像しにくいくらい分かりません。そのことが社会問題化することを遅らせたということもあるでしょう。

もう一つは、加害と被害の立証の難しさです。

現行法体系では、被害者が加害者に対してその損害の補償を求めようとすれば、被害の事実、被害の程度、被害の予見可能性、被害の回避可能性などなどについて、加害者側に故意または過失があったことを、被害者側が立証しなければなりません。ここに立ちはだかったのが、上に書いた建設業の特殊性です。

鉱山の場合であれば、多くの労働者は鉱山で働く労働者を派遣する会社に就職し、ある程度長期間をその会社で雇われていますから、あの鉱山で、いつからいつまでを、どのような環境で働いていたのかが比較的分かりやすいのです。

トンネルも似ていると言えるでしょう。トンネルの掘削をする労働者はその多くが専門工で、一生の間に10本から15本のトンネルを掘ります。トンネル工事を請け負う元請け業者は約30社、発注者も大体は鉄道か道路関係者です。それでも加害責任を認めさせるのに大変な困難がありました。

交通事故なら、例えば「今年の8月1日15時25分頃、大阪市北区の梅田新道の交差点で信号待ちをしていたら、後から来たA氏が運転する車に追突され、入院1ヶ月、通院3ヶ月の怪我をした」といった証明もできます。

しかし建設のはつり工のケースを考えると、その10倍、20倍、いや天文学的な倍数の困難が目に見えていました。

「30年前の1979年11月13日、大阪市中央区にある○○建設が施工した○○ビルの改修工事の現場に行って、朝9時から夕方5時まで壁を3つ撤去した。その時にマスクは支給されず、散水も認められなかった。その翌日、11月14日は、大阪市北区にある○○建設が施工した○○ビルの新築工事の現場に行って、朝9時から夕方5時まで地下の壁をはつた。その時にマスクは支給されず、散水もしてくれなかつた。」ということを延々と30年間分も証明できるはずがないからです。

これが今までではつり工のじん肺被害が分かっていながら問題にできなかつた最大の理由です。加害と被害の関係が果たして立証できるか？という大きな壁があつたのです。

その壁を作っている一因が前に書いた建設業の構造の問題です。

建設業の重層構造、すなわち元請けとはつり工の距離が遠いということは、自分が働いたことの証明になる「自分が、いつ、どこの現場に行って、現場の元請け業者は○○会社で、そこには怖い○某監督と、優しい△某監督がいて、作業指示をしたのは優し

い方の△某監督だった」と言った記憶がほとんどないのです。

はつり作業の多くは、なにがしかの手違いから発生します。「はつりゼロ」のために、はつりの費用は原因を作った業者から「引き去り」ます。その結果、元請け業者からも、いつ、どことどこを、だれがはつったかという「記録」がなくなります。

そして嫌われ者のはつり費用は削減され、安全管理も疎かにされます。

疎外された労働は、労働の意味を失ない、記憶を失いやすい状況を作ります。

元請け業者やはつり工自身の安全・健康に関する意識が低かったことも、被害を拡大させた要因でしょう。

裁判提訴の意味

今回ははつり工のじん肺被害に対する損害賠償訴訟を提起したのは、先ず第1に、この様な被害が未だに補償されずにいることを世間に訴え、今回原告になれなかつた多くの被害者に、今後この闘いに参加してもらいたいと訴えたいからです。

第2に、被害と加害の立証をどこまで求められるのかという、訴訟の原則に対する問題提起です。はつり工は20年、30年とはつり作業に従事してきました。行った作業現場はいずれも名のある元請け会社です。被害は労働災害と認められ、国からは一定の補償を受けています。「加害の事実」と「被害の事実」は明確です。

ただ「30年前の○月○日、某所にある○○建設の工事現場に行って、地下の壁をは

つたが、その時にマスクは支給されず、散水もしてくれなかった」という事実を、証拠をもって立証するのが難しいのです。

闘いは裁判の場に移されました。裁判所は「加害の事実」と「被害の事実」が明確なこの事件で、被害者にどこまでの立証を求めるのでしょうか？そう言う問題を提起したいのです。

第3に、建設業の責任です。トンネルじん肺訴訟では、大手の建設元請け会社が責任を取って和解に応じました。その反省はなかったのでしょうか？かつて繁栄を極めた建設業の陰の部分が労働災害です。はつり工のじん肺問題は、建設業が業界全体としてはつり工を「共同で雇用」した結果生じたものであり、業界全体で責任をとらなければならないという性質の災害です。建設業界がこの裁判において余りに行きすぎた举証責任を求めるることは、「みんなでやれば、だれも責任を足らなくて良い」という不正義を実践することになるでしょう。建設業全体の責任を問う裁判です。

第4に、はつり工のじん肺に対する補償システムの構築です。建設業の雇用構造の根幹は「労働者は使うが、雇用しない」です。これが請負です。労働者派遣法ができる時に私の所属していた労働組合は「この法律は、全国・全産業を、建設業にしようとする法律だ。」と言い、この「稀代の悪法」の成立を阻止しようと呼びかけました。「労働者は使うが、雇用しない」とは、労災補償を含む一切の「雇用責任をとらない」ということです。この裁判が、建設業がこれまで我が国で最も多くの労働災害を発生させてきた業

界として、被災労働者の救済システムを構築するための議論を始める契機になってく

れることを、建設業界で人生の大半を送ったOBとして願うものです。

はつりじん肺訴訟の原告に聞く その1

今回の集団訴訟に踏み切った原告団の皆さんにインタビューを行っていきます。はつり作業の現場について自らの体験を話してもらいました。

■原告団長 岡山義昭さん

プロフィール :

1952年8月生まれ。じん肺管理区分管理3口。大林組、清水建設などの建設現場にてはつり作業に従事。

- 今はどんなことをしていますか
普段は別に何もしていない。
センター（当センターのこと）に行ったり病院に行くくらいかな。

-郷里は高知でしたね
兄貴が高知におるよ。
-じん肺になったのはいつごろですか?
9年くらいになるかな。

-調子が悪いと気が付いたのは?
手続きしたのは48歳だったから…45歳を過ぎてからだったかな、明らかに階段の上り下りがしんどいというのはな。確かにきつかったね。普通の道はどうってことはないんだけど、上がりがえらいねん。いつへん病院にいってみようか、ということで。

●はつり作業について
-はつりの作業をはじめたのは?



岡山義昭さん

大阪に出てからいろいろな仕事をして、最終的にはつりに入ったのは二十歳くらいだったと思うわ。

-はつりに誘ったのは?

いつも行く、粟国の人でね、食堂をやつとった人がいるのよ。そこでご飯を食べとてね「仕事が暇や、どないしようかな」と言ったら、「同郷の人が宮里土建というのをやっている」と紹介してもらっていったんよ。それが始まりやねん。

はじめは、はつりなんていうのはいやや、いややでしょうがなかつたんや。ようこんな仕事をするな、と思つとったもんな。

- どうしてですか？

機材が30キロくらいあるやろ？それを1日使うんやからな。そりゃえらいで。ほこりも飛びおるしな。いややな～って見とったわ。

- 印象的な現場は？

みんな一緒や。現場入ったら、どうのこうの言うよりも。一番いやなのは、さかばつりやな。ソイルや天井を落とすのに、まともにほこりをくらうからね。

- じん肺は知っていましたか？

始めたころは、じん肺なんて病気も知らなかつたな。

- 周りにじん肺の人はいましたか？

いやいや…。そりゃ、聞いたことはあるけど、当時は何とも思わんかったからな。

●仕事の様子

- はつりを始めたころの仕事の仕方はどうでしたか？

手ばつりもたまにはあったけど、ミニチッパーがあったから、手ばつりはいらんようになっていた。

- その頃、マスクは使ってましたか？

いや、その当時は、マスクはしてなかつたはずや。手ぬぐいを巻いていた。

- マスクをし始めたのはいつですか？

個人的にしている人、いない人いたけど。昔のマスクなんか、食器洗うスポンジの下の柔らかいところ、それをうすく重ねたようなね、ほこりなんか入り放題よ。

ほこりを吸うとるから、鼻も真っ白よ。口の周りも。何もないよりええか、という感じやね。

マスクをするのも「せえ」と言わされたから

ではなくて、苦しいからね、それで自分でするようになったんよ。

- 応援の仕事とは？

仕事がないときに、「来いや」と声をかけてくれるんや。所属している組は一人くらいかけてもええからね。他にも職人がいるし。仕事があつても2、3日でなくなるくらいなら、終わるまで応援の仕事に行くわな。肩書きは所属している組の職人やけど。

- 所属している組が忙しくなつたらどうするんですか？

他にも職人がいるし、足りなかつたら隣のはつり屋があるやろ。手だけ呼びよる。

- 何歳くらいから仕事に慣れてきましたか？

いや～、何歳になってもいかんね。奥が深いね、仕事というのは。

- この仕事のポイントは？

やっぱり早さやな。杭なんかでも、上から



チッパー作業

切り始めて、同じように杭を何本もはつるでしょ。どないしても段差も出る、はよ切ったらね、他に作業がなければ早く帰れる。もう現場見たら、これやったら午前中にまでに終わるな、昼前に終わるな、というのが分かってくる。若いうちはわからんからね。

はつりというのはだいたい一番最初よ。なんにしてもね。改造工事ではつりがはいらんことには他の業者が入られへんからね。

-はつりの稼ぎはどうでしたか

親方はもうかるわな。まあ、働いてなんぼやからな。昔は仕事もようけあつたけど、今はもうないで。

だいぶ単価下げられているみたいやで、話を聞いたら。職人の単価も落ちてね、だいぶ下げられるとるって。現場持つとる人は終わるまで仕事があるけど、来年の2月までない人もいるって。

-最後に裁判への意気込みを

意気込みいつも、やるしかないやろ。

■村上武徳さん

プロフィール：

佐賀県出身。じん肺管理区分管理3口。昭和38年に来阪。58歳まで竹中工務店や佐藤工業の建築現場ではつり作業に従事。

-はつり作業を始めたきっかけは？

しばらく遊びたいなあ～と思って大阪に出てきた。友達が田舎で親方やつとてね、一緒に大阪へ行こうと誘われて行ったんだ



村上武徳さん

が。最初は2、3年のつもりだったのに30年経ってしまった。田舎にも帰れやせんしな、もう。

●はつり作業について

- 最初は手ばつりだったのですか？

うん。機械が入りだしたのは3、4年してからだったかな。ノミを焼くのがうまかつたんで、みんな、「焼いてくれ」と持ってきてた。今の若い人はノミ焼きをする人はおらんと思いますよ。今は業者に出しているから。

- ノミ（ブレーカーの先のノミ）の使用量はどのくらいですか？

使うときは…ようけ使うな。使わないときは2、3本。減らさんように辛抱して先が丸んまるになるまで使ったもんだ。

-印象に残っている現場はどこですか

ようけあるな。印象深いといえばやっぱし、えらい目した現場やろな…。まあ、日刊オフセット。私は土日にかけて作業しなければならなかつたけど、競馬記事の仕事の最中で「うるさい」と言われた。あれはあれでかなわんかったな。

それから西館と東館とあってね、東館の方は増築、増築で。東館の方は日刊スポーツも刷つとつたけど、聖教新聞とか、大日本印刷なんかもあって。

竹中工務店の監督さんが言うとつたけど、三原市から来ていたはつり屋があった。2、3か月で何十万稼いで帰つたって。

-一番作業で大変だったことは?

みんなしんどかつた…。そうやね、やっぱりブレーカーじゃないですか。30キロくらいあるかな。あれで、壁をはつるのがしんどかつたな。それとか、チッパーで天井をはつ

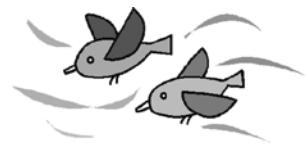
る。あれはえらかったな。一日やつたら顔がコンクリート負けしてただれおつた。

-コンクリート負け?

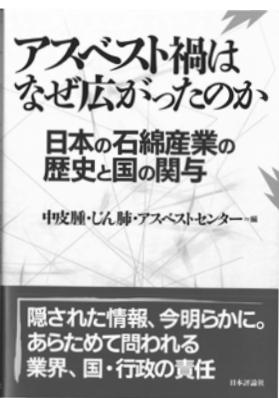
手もあるぞ。これ。手なんか真っ白けで。電車なんかに乗つたらこうして隠さないかん。冬はそうでもないけど、夏は見えるから。それに風呂に入つてもなかなかとれない。

-裁判に向けての意気込みを

向こうの会社がどない言うか…。それによつて、こっち、答えるだけだね。まあ、勝てん(勝てない)とは思わんけどさ、絶対に。



アスベスト禍はなぜ広がったのか 日本の石綿産業の歴史と国の関与



中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかつたのかを問う。

日本評論社 A5判 248ページ
定価 2520円

いまだに困難な労災・職業病の補償請求

－ 最近の外国人労働者の相談から －

外国人労働者からの相談も以前よりは少なくなったが、より困難な事例が入るようになっている。

90年代のように労災にあって働けなくなつたとたんクビ、というような事例はあまりなくなったが、それでもやはり労災保険の手続きを行わず、被災者に何のケアもしない、長期休業を理由に解雇するという事例はある。また、過重な業務による腰痛、頸肩腕症候群といった職業病になり、しかし事業主が労災認定は難しいからと言って手続きしなかつたり、請求しても労働基準監督署のいい加減な調査で不支給にされたりという相談もある。労災請求できないまま1年2年が経過してしまっていることもある。

センターへの外国人労働者からの労働災害相談の事例をいくつか紹介する。

事故から1年半後の休業補償請求

ペルー女性労働者のAさんは、首や肩の痛みで1年半ほど苦しんでいた。通訳者からの紹介で当センターに相談にくるまで、痛みを我慢して働き、ひどくなつて何日か休んではまた働きということを繰り返していた。その時点での本人の希望は2つ、労災

保険の休業補償請求と肩の痛みの有効な治療。しかし、そんな当たり前の希望をかなえるのが外国人労働者にとって大変難しい。

実は、Aさんは右肩関節挫傷として2006年12月から療養費の支給を受けていた。会社は療養費の請求書を病院に出したものの、当初に休んだ2週間ほどの休業補償については有給休暇をあて、それ以降に再度痛みがひどくなつて休業した場合は、何の補償もしていなかつた。相談に来たときも休業中であったが、無給でAさんは困っていた。では、療養で認定されているので休業補償を請求すればすぐに出るのでは、ということでもなかつた。というのは、事故からすでに1年半が経過し、その間、ずっと継続して休業していたわけではなく、何ヶ月も働いては、2週間くらい休みというようなことを繰り返していたためだ。休業補償を請求すれば、労働基準監督署は現在の休業が1年半前の事故によるものかどうか必ず調査を行う。この1年半の療養で傷病は軽快するものと考えられるために休業と事故との因果関係が否定され、これまで調査されなかつたために支給されてきた療養費も打ち切りされる可能性もある。

そこで、まずは1年半後の今でも病名は挫傷なのか、病状の把握に動いた。

ところが、最初に面談した主治医は、本人との言葉の壁のためにコミュニケーションが取れず、単に治療に来れば、痛み止めやシップを処方するだけという対応しかしていなかつたことが分かった。そこで、別の医師を受診してもらい、そこからまた肩関節の専門医に紹介されて、最終的に「右肩関節周囲炎—右肩インピンジメント症候群」という病名がついた。「痛みが生じたきっかけは事故である可能性が高いが、その後あまり休まずに働いていたために慢性化して、痛みが1年半も続いているということではないかと思うが、仕事による使い痛みもあるかもしれないしその区別は難しい」と医師は言った。また、本人は最初の主治医が信頼できずに、専門医による治療を強く望んでいたので、その病院に転院して治療することにした。

それと同時に、本人からこれまでの療養の状況と仕事の内容を聞き取っていった。Aさんはこれまでの不満を話せる相手をやっと得られたためか、スペイン語で何時間もいろいろなことを話したので、これもまた大変な作業となった。幸い本人が作業内容や出勤状況を書き込んでいた作業日報のほとんどのコピーを持っていたので、これが出勤状況を知ると、本人の記憶をたどるのに非常に役立った。

Aさんの仕事は、製品であるボルトの検査・選別だったのだが、小さなボルトをひとつひとつ指で触ったり押したりして、ゴム部品がきちんと接着されているか、きずやゆがみがないかを確かめなければならなかった。仕事の多いときは、1時間に1000個

ものボルトを扱い、それも同じ作業を何時間も続ける上肢に負荷がかかる作業だった。選別されたボルトを入れたペール缶、約60キロを動かすという仕事もあった。

Aさんに話を聞くと、療養費を労災請求する前にも事故があり、実はそのときから腕が痛かったのだが、その事故のときはすぐに病院に行っておらず、会社もまったく記録していなかったので、事故があったかどうかが確認できなかった。

2006年12月の事故後、翌年1月半ばまで休んだ後は、痛みは残っているものの、週に2回理学療法を受けに病院へ通いながら仕事を続けていた。ところが、2007年秋ごろから仕事量が増え、痛みが耐え難くひどくなつた。右手はほとんど使えず、家事もあまりできなくて夕食を外食にしていたという。痛くてたまらなくなると数日休むのだが、解雇を恐れてすぐ仕事に戻るということを繰り返していた。2008年2月には職場を出たところで痛みのために失神して救急車で運ばれた。さすがにこのときは、会社は有給休暇を与えたのだが、その後も痛みに耐えて働き続けた。

明らかに労災で痛めていたものが、業務で悪化したと思われ、細かい経過と業務内容について申立書にまとめて労働基準監督署に提出した。

その後、調査に約7ヶ月もかかったが、無事労災認定された。また、これまでに有給ももらっていたなかった休業日についてもすべて休業補償を請求して支給された。治療は、転院して半年ほどは少し良くなつては再度悪化したりを繰り返していたが、今年春ご

ろからストレッチなど運動の効果が少しづつ出てきたようである。しかし、長期にわたって負担をかけてきたので、治るのにも相当な時間が必要である。

事業主が最初の時点で休業補償の手続きも行い、きちんと療養をさせておけば、ここまで悪化することはなかったかもしれない。Aさんは労災保険で休業補償ができる長き間知らずにいた。また、知ったときにもどうやって実現すればいいのか分からなかつた。手続きを怠つた事業主の責任は重い。

労災手続きを逃げようとする派遣会社

同じ職場で起こつた2件の労災ケースを紹介しよう。

尼崎市にある派遣会社で堺市の亜鉛メッキ工場に外国人労働者を派遣していた。

ペルー男性Bさんは、めつき作業で使用するチェーンを肩に担いで運んでいるときに、垂れ下がつてゐたチェーンの先が床に置いてあつたH鋼に引っかかつたために、急に上半身を後ろに引っ張られる形になり、腰を負傷した。腰椎椎間板ヘルニアと診断されて休業したのだが、派遣元は労災の手続きを取らなかつた。Bさんが当センターに相談に来てすぐに派遣会社に連絡を取り、労災請求に協力するよう要請した。会社の担当者になぜ労災請求していないのか聞くと、「Bさんは前から腰が悪いのだ」と言う。それで申請しても労災にならないと思って申請していないのだと。本人に確認すると、働き始めて腰が痛むようになったので1度

病院へ行きレントゲンを取つていた。腰痛と言わされたがそれほどひどくはなく、4日ほど家で療養した後仕事に戻り、普通に働けていたと言う。派遣会社には、判断するのは労働基準監督署なのでとにかく申請に協力するよう話し、センターで書類作成を手伝うこととなつた。本人の聞き取りをして詳しい申立書を作り、申請して2ヶ月ほどで無事支給決定が下りた。

話が少しややこしかつたのは、Bさんは事故の後、休業中に交通事故にあって右膝を負傷していた。そのため自動車保険の手続きも加わり、多少手続きに手間取つたが、最終的に労災保険の休業補償優先で、自動車保険から労災で出ない40%分の補償を補填してもらひ、本人は額面120%の休業補償を受け取ることができ、自動車保険側も補償額が少なくて得をした形だった。1年療養して症状固定となり、障害等級は14級となつた。

そのころもう1件、労組から相談が持ち込まれた。1年前の労働災害で左膝を痛め、痛みがひどくて働けないが、労災保険を請求していないという。ペルー人のCさんは、一旦帰国して手術も受けたのによくならず、お金も底を尽きて、労組では生活保護の手続きも始めようとしていた。聞いてみると、Bさんと同じ派遣会社、派遣先であった。なぜ労災手続きを取っていないのか、さっそく派遣会社に連絡すると、Bさんのときと同じ担当者が、「Cさんは前から膝が悪くて、尼崎労働基準監督署で話したときにも、それなら労災は無理ですね、ということになつたんですよ。」と説明した。Bさんのと

きもそう言って、労災請求していなかった。今回も労災請求するので協力を要請すると、それには協力するというので、こちらで準備を始めた。

しかし聞き取りを始めてみると、事故から時間が経過したため、労災の発生日など日付についての本人の記憶があいまいになっていた。それを除けば、事故の内容など細かい記憶ははっきりしていた。Cさんが働いていたのは、派遣先、亜鉛メッキ工場の仕上がった製品の積み込みを行う部署で、同僚が壊れた台車を別の台車にチェーンでつなぎ牽引しようとしたときに、チェーンが重みに耐えられずにちぎれ、はねた先が横にいたCさんの左膝に当たったというものだった。日付を特定するため、事故の翌日に行つた堺市の病院へ行った。カルテの記載では1年半ほど前の2008年2月で、Bさんの事故の1ヶ月ほど前だった。事故の翌日の病院受診には派遣会社の担当者も通訳を兼ねて同行していたのだが、「本人がこういう事故があったと言うのでそれを医師に説明しただけで、工場からは事故のことは聞いていないので、わからない」と言う。

カルテで病名が「左膝内障」ということ、事故の日付、それ以後の受診日、事故前の受診歴などが確認できた。また、お金がなくて滞っていた治療についても、その病院で再開することになった。他にもかかっていた病院があったので、そちらにも受診歴や事故前の病歴について問い合わせ、なんとか経過が明らかになっていった。

Cさんは事故の後は数日休んだだけで、痛みをがまんしながら働いていて、病院に

もそれほど行っていなかった。5月に仕事が減ったため外国人労働者10人ほどが解雇されたときにCさんも解雇された。失業給付を受給した後、就職のための面接を受けても膝が痛いということで落とされて仕事がきまらず、ペルーで治療しようと帰国した。ペルーで内視鏡術を受けたあと、再度日本で働くと来日したのだが、時間経過とともになくなるだろうと考えていた膝の痛みが一向に良くならず、そのために就職できなかった。

治療を再開した病院で、再度内視鏡を入れて原因を探るとともに手術することになった。ペルーでの手術では半月板にメスを入れなかつたため分からなかつたのだが、今回切ってみて半月板の内部に亀裂が生じていたことが分かった。その部分を切除し、Cさんは今は快方に向かっている。

記憶を掘り起こすのに苦労した申立書も無事完成し、2009年10月に労災請求した。今は調査が進行中である。

このBさんCさんの話では、とにかく、この工場では小さな事故が多いということであった。そして、ほとんど労災請求はされていない。派遣会社の態度も基本的には労災申請したくない、外部に言われば仕方なくやるというもので、BさんCさんのように明らかな労働災害の労災申請を速やかにおこなわず、本人たちに相当な不利益を与えていることは許しがたい。

研修・実習生の過重な水産加工作業

中国人技能実習生からの労災相談もあつ

た。

堺市のすしチェーン店の工場で水産加工の技能実習生をしている中国人女性2人から、やはり労災の休業補償を請求したいという相談があった。Dさんは頸肩腕症候群、Eさんは左肩甲骨周囲炎で休業していた。2人は通っている堺市の日本語教室で外国人支援団体のRINKを教えてもらい、センターにたどりついた。

工場では、サラダやムースをつくるためになべをかき回したり、半分凍ったほたてなどを切ったりといったとにかく上肢をよく使う作業が無数にあり、それを若くてよく働く研修生・実習生たちがすばやく数をこなしていた実態があった。彼女たちの他の日本人労働者というのは高齢のパート労働者ばかりで、実習生たちのサポートの雑用にまわり、とにかく作業の早い実習生たちに仕事が集中することになったのだ。

2人は自分で会社に労災保険の手続きをしてもらえるよう話し、会社もすぐに手続きを始めた。ただ上肢障害ということですんなり労災認定されるか心配された。特にDさんは上肢の痛みが出はじめたのがまだ研修生のときで、認定基準で判断する発症前の6か月のうち実習生の期間が4ヶ月ほどになるということを、堺労働基準監督署で言われたことで、非常に心配だった。また、2人とも病気はよくならず、休業したまま技能実習が終わって労災保険の結果が出る前に帰国することになってしまいそうなことも、不安材料であった。できれば、日本にいるうちに労災認定を受けてから帰国したかった。

さっそく負荷のかかった仕事内容の聞き取り作業を行ったが、2人とも熱心に日本語学校で学んでおり、日本語の読み書きが出来たので、自分で申立書を書き上げた。堺労働基準監督署を持って行き、1日でも早く認定するよう要請した。

Dさんの認定については、堺監督署は病院のカルテにあった問診で研修生のときから痛みがあったとした記載から、発症時期を研修生の時として不支給にしきけたのだが、Dさんの場合、研修生から実習生になつたときに明らかに労働時間が増えており、また初診日も実習生になってからであったので、これを発症日とするべきとして交渉し、実習期間が終わり帰国するぎりぎりに無事労災認定となった。2人とも労災認定を受けて、現在は中国で療養継続中である。

2人の話では、その工場の研修・実習生の多くが腕の痛みを訴えており、今回の労災申請があつて会社側は同一作業を長時間させないようにするなど、作業のやり方の見直しを行つたということだ。

労災認定後、休業を始めてからの社会保険料や寮費の支払いについてどうするかという話もあったのだが、会社は比較的良心的な対応で、休業をはじめた時点で退社扱いにして保険料の徴収額を減らしたが、受け入れ機関のほうが悪質で、帰国直前に労災保険の補償のほかに要求させないように誓約書にサインをさせたり、労災補償の振込口座のカードを預かつたりした。

2008年の外国人研修生・技能実習生の死者者は34人である。(詳細はJITCOのHP
<http://www.jitco.or.jp/cgi-bin/press/>

detail.cgi?n=216&ca=2&a=&y=) そのうち作業中の事故死は 5 人であるが、脳・心臓疾患は 16 人である。1992 年からの死者数は 213 人、そのうち作業中は 38 人 (11%) に対して脳・心臓疾患は 67 人 (32%) というデータがある。つまり死因の 1 番は脳・心臓疾患なのである。しかも、研修・実習生は 20 - 30 代の若者である。やはり彼らがこの明らかな労働力搾取の制度のもと、酷使されているということを明らかに示すデータではないだろうか。

研修・実習生の多くは、労働基準法以下の労働条件のもと、長時間労働を強いられて

いる。企業に労働安全衛生面での配慮などほとんど期待できない。外国人労働者に関して厚生労働省は、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/01.html>)を出している。しかし言うまでもなく、この指針が守られている職場というはほとんどなく、厚生労働省が指針の実施・監督指導などの対策をとっているように思われない。不況で労働条件はますます悪化し、雇用継続も厳しい状況の中、厚生労働省は対策を強化するべきである。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み : Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881
E-mail : joshrc@jca.apc.org URL:<http://www.jca.apc.org/joshrc/>

頸肩腕障害などの上肢障害認定マニュアル

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・N P O の実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。



編集 労働者住民医療機関連絡会議
全国労働安全衛生センター連絡会議
発行 アットワークス tel:06-6920-8626
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)
体裁 A5 判・290 ページ・ソフトカバー
定価 1,995 円 (本体 1,900 円+税)



《韓国》 「政府・市民がアスベストに関心持たねば」 建設連盟・労災団体 ソウル駅で特別法制定キャンペーン

「再開発・再建築現場でアスベストが発見されたりアスベスト被害にあった建設労働者がいたら、建設産業連盟に届け出してください。いつでも建設労組が駆けつけます。」

11月3日、ソウル駅広場、午前11時。アスベストの危険性を知らせる声が道に響き渡った。建設産業連盟(委員長、ナム・グンヒョン)と労働災害労働者協議会等の市民団体はこの日、市民を対象に「アスベスト被害建設労働者探し及び特別法制定キャンペーン」を2時間の間進めた。

彼らはソウル駅広場のいたるところにアスベストの危険性・補償の必要性などを知らせる絵・写真等の広報物を配置した。キャンペーンは、ピケットチーム・署名チームに分けて進められた。



关心を持って宣伝物を受け取っていく人もいたが、少なくない人々は、ただ過ぎ去った。会社員イ・ミギョン(35)さんは、「特殊な所で働く人たちがかかる職業病じゃないの」とし、「危険なのは知っているが、環境問題まで関心を持つ余裕がないみたい」と話した。

特別法制定署名を行う人に、ボールペンと駐車時に使う表示板を配った。この日受けた署名は60余名で、ほとんど建設日雇で働く労働者たちだった。ダクト工として働いているイ・ヨンギュン(57)さんは、自分をアスベスト被害者だと紹介した。イさんは「昔は知らずに働いたが、アスベストの危険性を知ったから、最近は働くのが怖い」、「アスベストの粉が皮膚に付いた日には、かゆ

くて夜眠れない」と打ち明けた。彼は続けて「現場では未だに工事費を減らすためアスベストを使っているが、これを防ぐ道が無い」、「アスベストが自分の体にどんな影響を及ぼすのか気になりもし、補償を求めるとも思うが、個人が行うにはしない」ともどかしがつた。

世論の関心を促す市民もいた。水産業に従事するキム・ソックアン(49)さんは、「アスベスト被害問題

を解決するなら、市民が積極的に出て問題を訴えなければならない」と強調した。キムさんは「時代が大きく変わって、ホンイク保育園の事件に見るように、これ以上アスベストは一部特定の人だけの問題でない」、「市民たちが自らの問題として受け取り、問題提起してこそ、政府が関心を持つ」と話した。

政府の無関心を指摘する市民もいた。アスベスト撤去会社で働くJさん(39)は、「もうじき被害者が続出するだろうに、政府は何の対策も感心もない」、「被害者へのインフラ構築などアスベスト被害についての実態調査からしなければならない」と注文した。

建設産業連盟と市民団体は7月から全国の建設現場を回り、建設労働者を対象にア



スベストの危険性を知らせ、アスベスト被害労働者を捜すキャンペーンを進めてきた。この日の行事は、韓国産業安全保健公団が後援した。

(2009年11月4日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者)

韓国からのニュース

■ 「三星に労組があれば、私の娘も死なずに」／三星半導体白血病被害者家族らの証言続く

9月25日、ソウルの瑞草区、三星本館の前で行われたトンウ・ファインケム非正規職分会－反オリム共同決起大会では、三星半導体の白血病の労災認定要求と、三星の無労組経営を糾弾する三星半導体白血病被害者の家族たちの証言が続いた。

昨年の5月に結成された三星の1次協力業者である「トンウ・ファインケム非正規職分会」は、会社側の労組弾圧に対抗して三星

の無労組経営を糾弾する闘いを展開している。「半導体労働者の健康と人権を守る反オリム」は、半導体工場で働いていて白血病や珍しい疾患で苦痛を受けている労働たちの権利を確保するために、2007年11月から活動している。

三星半導体の器興(キフン)工場で働いて2007年3月、20代始めの若さで白血病によって死亡した故ファン・ユミさんの父親のファン・サンギ氏は、「労組があれば多くの労働者も、私の娘も死なずにすんだろう」と鬱憤を吐き出した。ファン氏はまた、

「病気の治療に少しくらい金を出しても潰れることもないだろう」とも話した。ファン氏は続けて「イ・ゴンヒ三星会長は国民に謝罪しろ」。「産業災害を認めて私の娘、ファン・ユミを返せ」と叫んだ。

同じように三星半導体の器興工場で働いていて、白血病で2006年に31才のこれからという年齢で死亡した故ファン・ミヌン氏の夫人チョン・エジョンさんもまた、「時間が過ぎれば過ぎる程、ますます怒りが沸いてきて涙が出てくる」と言って証言を続けた。「三星半導体の中では珍しい女性疾患と珍しい病気があふれていて、良いことはなに一つもない」と主張した。続いてチョン氏は「最初は子供のパパの死だけを糾明すれば良いという考え方で始めた」「(しかし)今は珍しい女性疾患と珍しい病気をハッキリさせるのに役に立ちたい」と話した。

三星LCDの工場で働いて脳腫瘍にかかり、現在闘病中のハン・ヘギョン氏のオモニも「息をしても危ない現場で仕事をさせたのだから、三星が少しでも責任を負わなければならない」と、解決を求めた。この日車椅子できたハン氏は、しっかりと支えられない腕を力一杯伸ばして、参加者と共にスローガンも叫んだ。

またこの日は、トンウ・ファインケムの非正規職分会と反オリムが、全国的な対三星連帶闘争組織の結成に合意した後に、初めて集会を行った日でもある。これに関して、トンウ・ファインケム非正規職分会のチエ・ヒヨンギ分会長は、「三星の下請け企業などは無労組経営に対しての弾圧の形も似ており、事業場は違っても連帶できる部分が多い」として、連帶組織の必要性を提起した。

チエ分会長は「今後反オリムの他にも、三星の下請け業者の闘争事業場を集めて、全国的な対三星連帶闘争組織を結成する計画」と話した。**2009年9月25日 民衆の声 チャン・ミヨング記者**

■被災労働者「警備職種」への再就職、容易になる／勤労福祉公団－韓国警備協会が業務協約

勤労福祉公団(理事長キム・ウォンペ)と(社)韓国警備協会(会長ファン・スンモ)は8日、警備職種に就職を希望する被災労働者に対する職業訓練の活性化と職業復帰促進に協力するとして、業務協約を締結した。

これによって、韓国警備協会は被災労働者のための専用職業訓練の課程を別に開設して運営する。訓練修了生は協会が主管する採用博覧会を通して就職することができる。協会が今年初めて開設する被災労働者専用の職業訓練課程は、12日から2週間、一日6時間ずつ行われ、教育費は公団が全額負担する。

この他にも両機関は、△学術情報交流・研究活動への共同参加、△被災労働者の職業復帰促進、雇用・労災保険加入・保険料納付案内、などの協力事業を推進する。

公団は被災労働者の社会・職業復帰を支援するため、98年に職業訓練支援事業を始めた。昨年7月には産業災害補償保険法改正によって職業リハビリ手当を新設した。

韓国警備協会は警備業の育成と発展のために、警備員教育訓練業務を行っている。78年に設立され、全国的に1800余りの会員会

社と教育ネットワークを構成している。2009年10月9日 每日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■国家情報院、今度は産業安全公団と「業務協議」／三星半導体の白血病集団発病調査に疑惑

国会・環境労働委員会所属のホン・ヒドク民主労働党議員は「昨年5月21日、国家情報院の調整官と産業安全保健公団の秘書室長らが、ある食堂で会って『労災予防関連業務協議』をした」という事実が書かれた公文書を10月16日に公開した。

先月行われたイム・テヒ労働部長官への聴聞会で「労働部と国家情報院が日常的に労働問題を協議してきた」という事実を公開したホン議員は、「国家情報院が労働問題を始めとする社会問題全般に深く介入していることを示す事例」とし、「国内問題への介入を禁止した国家情報院法違反」と話した。ホン議員は特に「これらが会った時は、勤労福祉公団が産業安全保健公団に三星半導体白血病の労災療養申請に関する疫学調査を依頼(4月29日)した直後で、敏感な時期であった」として「三星半導体白血病の疫学調査に関する議論をしたのではないか」と問い合わせた。

この問題は、この日行われた産業安全保健公団の国政監査でも俎上に上がった。キム・サンヒ、キム・ジェウン民主党議員は、「国家情報院と業務協議をしているか」と問い合わせし、ホン議員は「不法な業務協議をした関係者たちを懲戒し、刑事告発しなければならない」と主張した。これにノ・ミンギ理

事長は「(国家情報院と)公式的な協議はしていないが、非公式に会っているかは分からぬ」として「この問題が刑事告発の懸案なのかは確認してみる」と答えた。

勤労福祉公団は、以前に韓国産業安全保健公団に疫学調査を依頼した後、5月19日に故ファン・ユミ氏など三星白血病被害労働者の家族5人が出した産業災害申請事件で、全員に「不承認」の判定を出している。
2009年10月16日 ハンギョレ新聞 イ・ジョンエ記者

■労災隠蔽の道具にされた「造船所労使自律安全管理」／労使自律が会社自律に転落

労働部の「造船業事業場労使自律安全管理政策」が、労災隠蔽の道具に転落していることが明らかになった。評価内容に虚偽が記載されているかと思えば、労働組合は意図的に排除されている。

国会・環境労働委員会のホン・ヒドク民主労働党議員は10月14日、釜山地方労働庁の国政監査で、金属労組と共に分析した「造船業労使自律安全管理実態」を公開した。自律管理制度は事業場の安全管理を労使と一緒に評価し、自ら危険要素をなくそうとする目的で導入されたが、実際の運営は正反対になされた。

ホン議員の分析によれば、造船業で「労使自律安全水準評価」から労働者代表を排除したケースが86.7%に達した。労組側参加者と記載されたほとんどは、部長・次長などの管理者や使用者の代理人だった。「労使自律」ではなく「会社自律」である。虚偽記載も頻繁だった。造船業者らは、労組側代表が上部組

織である金属労組の方針で参加しなかったと評価表に記載したが、実際には金属労組は方針を示達したこと、会社から評価への参加要請を受けたこともないことが確認された。民主労総傘下の金属労組から2004年に除名された現代重工業労組が、昨年民主労総の方針で評価を拒否したとの記載もされていた。

評価結果は信じられない水準だった。韓進重工業ヨンド造船所のケースでは、会社の評価で918点を、労働部の評価確認チームから876点と評価されたが、労組が同じ基準で検証したところ、やつと522点に過ぎなかった。労働部の評価では78事業場の中で13位を占めたが、労組の検証通りなら78位に落ちる。それでも労働部は評価点数によって優秀業者を選定し、安全保健監督を免除した。2009年10月19日 毎日労働ニュース ハン・ケヒ記者

■三星・ハイニックス半導体工場でベンゼン検出／「労災関連性の調査を」

三星電子とハイニックス半導体工場で使われる物質から、1級発ガン物質のベンゼンが検出された。これは昨年、二つの会社で労働者18人が白血病で亡くなった後、実施した疫学調査ではベンゼンが検出されなかっただという産業安全保健公団の発表を覆すもので、今後の論議が予想される。

国会・環境労働委員会所属のキム・サンヒ民主党議員とホン・ヒドク民主労働党議員は10月23日、半導体製造会社である三星電子、ハイニックス、エムコ・テクノロジーの工場6ヶ所を対象に、6～9月にソウル大・

産学協力団が実施した「産業安全危険性評価調査結果」を入手した。この調査はこれら3社の依頼で実施された。

この報告書を見ると、三星電子が使う「フォト・レジスター」という、半導体工場で使用する物質6件すべてから0.08～8.91ppmに達するベンゼンが検出された。ハイニックスのフォト・レジスター4件の中の1件からも、3.95ppmのベンゼンが確認された。ベンゼンは1級発ガン物質で、ベンゼンに曝露すれば造血細胞に異常が生じ、白血病・リンパ腫などに罹る危険がある。

緑色病院・労働環境健康研究所のイム・サンヒヨク所長は、「ベンゼンは、呼吸器はもちろん皮膚からも吸収されるため、空気中に極少量であっても長期間曝露すれば危険だ」とし、「ベンゼンがどれくらい、どのように使われたかを逆追跡する職務曝露相関図を作成し、白血病の発生と職務との関連性を分析することがとりあえず必要」と話した。

この間、産業安全保健公団の疫学調査が「産業災害隠蔽用」と主張してきた「半導体労働者の健康と人権を守る」はこの日声明を出し、「国政監査で明らかになった「ベンゼン」検出の事実は、産業安全保健公団が会社側が出した粗末な資料を土台にして、どれくらい不十分な疫学調査をしたかを如実に示している」と批判した。

三星電子半導体工場で働いて白血病に罹った労働者らは2007年6月から労災を申請していたが、産業安全保健公団の疫学調査の結果でベンゼンが検出されなかつたために、5月に全員に不承認処分がされて異

議申請に入っている。

これについて当該の企業らは「今回の調査は厳密な条件を充足していないという問題点などがあって調査機関と協議をしており、確定した結果と分析ではない」として、「今までに他の信頼できる外部機関の調査でベンゼンが検出されたことはない」と反論した。2009年10月23日 ハンギョレ新聞 クォン・ウンジュン記者

■肉体労働者が運動中にケガをすれば、勤務前でも労災と見なければ

100kgを越えるルツボで数10kgの鋳物製品を作る労働者が会社で運動中にケガをしたとすれば、勤務時間でなくとも業務上災害とみるべきだという最高裁判決が出された。

最高裁3部は、キム・某(36)氏が療養手当を支給しないとした勤労福祉公団を相手に提起した訴訟で、10月25日に原告敗訴の判決をした原審を破棄して、事件をソウル高裁に差し戻したと明らかにした。

キム氏の夫は、普段は出勤時間前に会社の体力鍛錬室に出かけて運動をしていたが、昨年1月にバーベルで首が圧迫された状態で発見され、病院に移送されたが10日後に亡くなった。

勤労福祉公団は、業務開始前の運動は作業に該当しないとして業務上災害と認定しなかった。金氏は訴訟を起こして1審では勝訴したが、控訴審は「体力鍛錬室を利用する職員はそれほど多くなかった」という点などを理由に、業務との関連性が不足だと判断した。しかし最高裁は、「会社は苦しい作業による筋骨格系疾患を予防するために

体力鍛錬室を作り、金氏の夫は疾病を予防するために筋力を強化する必要があった。円滑な業務遂行のための準備行為とみるべきだ」と判断した。2009年10月25日 ハンギョレ新聞 キム・ナムイル記者

■最高裁「労組専従者にも業務上災害、認定」

裁判所は労組専従者にも業務上災害を認めている。しかし勤労福祉公団は「労組専従者は勤労者ではない」という労働部の行政解釈を根拠に、労組専従者の業務上災害を認めていない。

決意大会出席中のバイク事故

2007年5月30日夕方7時。蔚山南区のある食堂で化纖労組蔚山支部主催の決意大会が行われた。午後11時頃、食堂の営業時間が終わって参加者たちは席を別の場所に移して決意大会を続けることにした。キム当時化纖労組蔚山支部長はバイクを運転して移動している間に雨の道で滑るという事故に遭い、119救急隊に護送された。

キム支部長はこの事故が産業災害補償保険法上の業務上災害に該当するとして、翌月20日に勤労福祉公団に療養申請を行った。しかし公団はその年7月「労組専従者であって「勤労者」でなく、決意大会は事業主のための業務とは見られないため、業務関連性がない」という理由で療養不承認処分をした。これに対しキム支部長は公団を相手に訴訟を起こした。

労組専従者の産災保険適用可否

この事件の原告はキム支部長、被告は勤労福祉公団だ。蔚山地裁は「労組専従者が労

組の業務に専任することになったのは、労働協約あるいは使用者である会社の承諾によるのであるから、専従者が担当する労組の業務は会社の労務管理業務と密接な関連を持つことになり、使用者が本来の業務の代わりにこれを担当するようにしたもので、それ自体まさに会社の業務と見られる」と判示した。したがって専従者が労組の業務を遂行したり、これに伴う通常の活動をする過程で、その業務に起因して発生した災害は業務上災害に該当すると判断した。

裁判所は業務の性質上、△使用者の事業とは関係がない上部または連合関係にある労働団体に関する活動と、△不法な労組活動、△使用者と対立関係になる争議段階に入った以後の活動は、例外と規定した。こうした例外事項はこの事件の場合には適用されなかった。

労組専従者も「勤労者」

労組専従者は勤労者ではないという労働部の行政解釈とは違って、裁判所は「原告が化纖労組の支会長と蔚山支部長として労組の業務に専任することになったのは、会社との団体協約に従つたもの」とし、「原告は勤労者と認定される」と明らかにした。またキム支部長が決意大会を継続するために移動している間に災害に遭ったのだから、業務上災害と認めた。

こうした裁判所の判決にもかかわらず公団は控訴した。釜山高等裁判所は7月24日、被告の控訴を棄却、最高裁も10月29日、公団の上告を棄却した。2年にわたった退屈な法廷での攻防は終わったが、当事者の被害は到底言葉に尽くせない。労組の蔚山支

部は「誤った行政解釈を根拠に産災不承認を乱発する公団の蔚山支社を強く糾弾する」とし、「公団は、2年余りにわたって労働者が耐えられなければならなかつた精神的・肉体的・金銭的苦痛に対して、謝罪し、補償せよ」と要求している。2009年11月9日
毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■無人タワークレーン、作動欠陥で鉄筋工がまた死亡／下請けに命の値段を押し付けた元請け

全国建設労働組合京畿道建設支部は11月10日、ソウル市松坡区カラク洞にある「ユナ・プラザ新築工事現場」の前で記者会見を行い、先月16日に現場で鉄筋作業をしている時に、落ちてきたクレーンのフック(クレーンの下に付いている重さ300kgほどの錘)に当たって死亡した故パク・セヨル氏の死亡事故について、このように主張した。25日になる現在でもパク氏の葬儀は行われていない。

施工者のタウォン総合建設(株)は下請け業者のヒョンウ建設に「ユナ・プラザ新築工事」を下請けさせ、5月から工事を進めてきた。クレーンの作業中にクレーンに装置された自動ブレーキ制御装置の欠陥で、フックを調整するワイヤーが切れ、上空にあったフックが20~30m下に落ちて起つた事故だった。事故当時にクレーンを操縦していたのは専門のクレーン運転手ではなく、鉄筋の作業班長だと分かった。

これについてパク・ジョンギ建設労組労働安全局長は、「建設現場では作業を早めたり、制限荷重を超過する資材を上げるため

に、安全装置を外すことは茶飯事」とし、「自動ブレーキ制御装置がまともに作動していたとすれば、絶対に起きることはない事故であった」と安全管理の手抜きによる事故の疑いを提起した。また「事故を起こしたクレーンは定格荷重2トンの装備で、建設機械管理法による建設装備の登録手続きや、産業安全保健法による安全検査などを受けていないのみならず、資格証を所持していない一般人が操縦しても何の法的な制裁も受けない、3トン以上だけを登録すればいいとする関連法の改正を含む徹底した対策作りと、管理監督が切実だ」と主張した。

亡くなったパク氏の次女・パク・オンヨ(27)氏は、「事故現場の施工者であるタウォン総合建設は、事故の後20日を過ぎても私たち遺族に謝罪や慰めの言葉の一言もなく、すべての責任を下請け業者に押し付け、下請け業者は慰労金3千万ウォンで合意しようと言っている」と鬱憤を爆発させた。

建設労組は、「一般的に建設現場で死亡事故が発生した場合、労災事故を予防できなかつた法的、道義的な間違いを認め、礼節を守ってきたのが慣例であった」。「現場所長の形式的な弔問以後は、ずっと下請け業者のヒョンウ建設を前面に出し、家長の死というショックから立ち直れない遺族に一方的な合意を強要したため、社長面談を要求して訪問した遺族に対して、警察を呼ぶという破廉恥な行動までとっている」と糾弾した。

建設労組と遺族たちは記者会見文で、△タウォン総合建設とヒョンウ建設が、遺族に対する誠意ある謝罪をし、責任を認めるここと、△徹底した真相調査と責任者の拘束

捜査、△関連法・制度の補完を含む徹底した対策作りと管理監督の実施、などを主張した。2009年11月10日 民衆の声 チャン・ミヨング記者

■連続夜勤で死亡すれば「労災」の判決／夜勤を自ら望んでも、会社が積極的に慰留せねば

労働者が連続した夜勤による健康悪化で亡くなつた場合、産業災害に該当するという裁判所の判決が出た。

ソウル行政裁判所は、5週連続夜勤をして倒れて亡くなつたパク某氏の夫人イム某(35)氏が、勤労福祉公団を相手に出した遺族手当と葬祭料不支給処分の取り消し請求訴訟で、原告勝訴の判決をしたと11日、明らかにした。

裁判所は「パク氏が夜間勤務を自ら要望したものではあるが、会社は単純に昼間勤務を勧告しただけで、これを積極的に引き止めたり禁止しなかつた」として「結局パク氏が5週連続夜勤をし、身体的に無理が生じたと見られる」と判断した。

裁判所は「死亡当時満38才で、比較的若い年齢であり、以前に心臓疾患以外には特別な診断を受けたことがないパク氏が、溶接関連の修理作業をした後に作業場のバスから出てきた途端に倒れて亡くなつたが、これは勤労契約に伴う業務遂行行為をしている間に発生した事故によって亡くなつたケースに該当する」と説明した。

裁判所はまた「パク氏が勤めた事業場の場合、持続的に騒音が発生し、空間が狭く、環境が劣悪だった」として、「解剖検査の結

果、正確な死因は明らかにはならなかつたが、ストレスや過労によって突然亡くなつた可能性が高い」と判断した。

パク氏は自動車部品生産業者の工場で仕事をし、昨年4月28日～5月31日に、5週連続して午後9時から翌日午前8時まで夜間勤務をし、突然倒れて近くの病院に運ばれたが亡くなった。

これにパク氏の夫人イム氏は、勤労福祉公団を相手に遺族補償金の支給を請求したが、公団は業務上の過労とパク氏の死亡の間に直接的な因果関係を認められないとして不支給処分をした。2009年11月11日 民衆の声 チャ・ソンウン記者

■ベンゼンを使用した三星半導体／福祉公団産災審査委、白血病労働者の業務上災害に不承認

三星電子半導体の白血病労働者と遺族が、勤労福祉公団の業務災害不承認を不服として、公団に審査を請求したが棄却された。

23日、公団によると13日に行われた産業災害補償保険審査委員会で、審査委員7人の内の多数が、三星半導体労働者の白血病は業務と相当因果関係がないと判断した。更に今年5月には、公団の平澤・天安支社の諮問医師協議会が、韓国産業安全保健公団の疫学調査結果について、三星半導体は有害事業場ではないと判断したことについても、問題がないと認めた。

三星半導体労働者・遺族の法的代理人であるイ・ジョンラン公認労務士(民主労総・京畿法律院)は「予想された結果であった」とし、「公団の業務上疾病の認定基準自体が、

非常に狭いのが根本的な問題だ」と指摘した。イ労務士は「三星半導体の労働者の職業病は、単に白血病だけが問題ではない」として「現在闘病中の職業性癌の被害者は少なくない」と話した。更に「集団労災申請を不承認にしたのは、半導体産業の職業病問題を闇に葬ろうとする結果をもたらした」と話した。被害当事者が業務上災害を認められるためには、再審査を請求するか、でなければ行政訴訟を起こさなければならない。

三星半導体の一部の工場の試料からベンゼンが検出された事実が国政監査で分かつたが、産災審査委員会は空気中の曝露でないとして、これを問題にしないとした。

一方、産業災害補償保険法によれば、保険手当など公団の決定に不服な場合は、公団に審査請求を提起でき、公団は審査請求を審議するために関係専門家などで構成される産災審査委員会を置いている。審査請求の決定に不服な者は再び産業災害補償保険再審査委員会に再審査を請求することができる。労働部は再審査請求を審理・裁決するために、再審査委員会を置いている。2009年11月24日 毎日労働ニュース チョ・ヒヨンミ記者

■不規則な業務のストレスで死亡は、業務上災害

労働者が不規則な業務によるストレスで亡くなつたとすれば、業務上災害という裁判所の判決が出た。

ソウル行政裁判所は荷役業務を行つていた労働者キム・某(47)氏の遺族に、産業災害保険金を支給した(株)S社が、勤労福祉公団

を相手に提起した訴訟で「公団がS社に遺族手当と葬儀料を支給しないとした処分を取り消せ」という原告勝訴の判決を行ったと23日、明らかにした。

仁川港湾運送労組の組合員だったキム氏は、2007年11月、S社の要請によって船積み作業をしていて倒れて亡くなった。S社は、遺族に産業災害保険として2億1千万ウォンを支給し、キム氏の死亡は業務上災害に該当するとして、同金額を遺族手当・葬儀料として支給するよう公団に請求した。公団は「正確な死因が判明されず、慢性的な過労や急激なストレスを認める資料がない」として支給を拒否した。これに対しS社が訴訟を起こした。

裁判所は「作業が船舶の出港日程によって行われており、勤務時間や業務などを予測できず、キム氏が亡くなる前の4ヶ月間

に、一日に少なければ2時間、多くて23時間も仕事をするなど、不規則な勤務環境のために生体リズムが壊れ、少なくないストレスを受けた」とした。また「キム氏に特別な健康的な異常はなかったが、荷役業務に従事するようになって2年ほどして、高血圧や心電図の異常などの問題が発生した点を総合すれば、業務上の過労で死亡したと見られる」と判示した。

最高裁は91年、日常的に高血圧の問題があった労働者が、休息・食事時間が不規則な上に2交代勤務で昼間と夜が変わるなど、劣悪な作業環境の中で肉体的・精神的に過重な業務を行い、高血圧が悪化して血性脳卒中が発生したとすれば、業務上災害であると判決したことがある。2009年11月24日

毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

(翻訳: 中村 猛)

明日をください



アスベスト公害と患者・家族の記録

編集／『明日をください』出版委員会
発行／アットワークス
Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)
B5版108ページ 定価1575円(送料別)

クボタ・ショックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント
今井 明 写真・文
アスベスト公害と患者・家族の記録
『明日をください』

阪神淡路大震災から十五年

震災とアスベス^トを考えるシンポジウム

2010年1月16日 土曜日
神戸市勤労会館大ホール

開場 13:00 開始 13:30 (終了 16:00)

どなたでもご参加できます。直接会場にお越し下さい。
参加には資料代 500 円がかかります。

基調講演

マリ・クリスティーヌ (国連ハビタット親善大使)
「被災地でのマスク配布の経験から」

寺園淳 (独立行政法人 国立環境研究所 循環型社会・廃棄物研究センター)

「阪神淡路大震災とアスベス^ト飛散」

パネルディスカッショⁿ

中地重晴 (環境監視研究所)

名取雄司 (中皮腫・じん肺・アスベス^トセンター)

小坂浩 (元兵庫県立公害研究所)

コーディネーター

西山和宏 (NPO法人ひょうご労働安全衛生センター)

震災マスク支援プロジェクト活動の提案

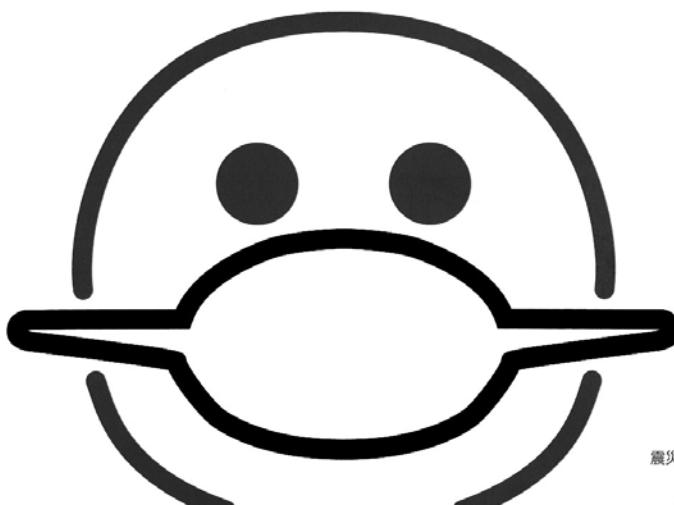
一月十七日 (日) 開催

震災とアスベス^ト対策をかんがえよう

マスクプロジェクト

三宮・フラワーロードにて

9時半／10時半／11時半から
マスク着用の講習とパフォーマンスを行います



MASK
地震・石綿・まずマスク

主催

震災とアスベス^トを考えるシンポジウム実行委員会
連絡先 : NPO 法人ひょうご労働安全衛生センター
神戸市中央区雲井通 1-1-1 212 tel: 078-251-1172

協賛

中皮腫・じん肺・アスベス^トセンター
石綿対策全国連絡会議

後援

兵庫県／神戸市

アスベスト報道ダイジェスト 2009年10-11月

10/2 神戸市内のマンション住人の女性が06年、中皮腫で死亡したのは室内に吹き付けられていた断熱用のアスベストが原因として、遺族がマンション販売会社など4社に計約9000万円の賠償を求める訴訟を11月にも大阪地裁に起こす。女性は77年に入居。06年に死亡し、中皮腫と診断された。ボイラーハウジングの壁やボイラーハウジング本体に石綿が使われてあり、女性の肺と腹部から石綿が検出された。

10/3 アスベスト産業の大集積地だった、泉南地域の元労働者や住民による「泉南アスベスト訴訟」の原告や弁護団が裁判の意義などを訴える「泉南アスベスト国賠裁判を勝たせる大集会」が、大阪市北区であった。約300人が集まった。

10/9 厚生労働省は所管する社会福祉施設のアスベスト使用実態調査の結果を公表。石綿飛散を防ぐ適切な措置をとっているなかったのは26施設。うち人が日常的に利用する場所で石綿が使われていたのは6施設だったが、いずれも「飛散のおそれなし」という。調査は3月末時点で都道府県などが実施。回答したのは計10万1273施設で、現在も分析を依頼中の4767施設を除くと、5264施設で石綿が使用されていた。うち適切な飛散防止措置をしていなかつた26施設中、20施設は機械室など日常的に利用しない場所で使われていた。

10/10 川崎市は、市中央卸売市場北部市場（宮前区）水産棟屋上の機械室屋根の断熱材からアスベストが検出されたと発表。市まちづくり局によると、水産棟の屋上防水・外壁改修工事の際、機械室の天井部分に当たる屋根の裏側の断熱材にアスベスト含有の疑いがあり調査した。成分分析の結果、アスベスト含有率は4.6%だった。一部はく離しているが、大気中への飛散はないという。

10/13 クボタの旧神崎工場で、アスベスト関連の作業に従事し、肺がんで死亡した孫請け業者で元運送会社経営の男性の遺族3人が、石綿の危険性について予見可能だったのに対策を怠ったとして同社と国に計約4600万円の損害賠償を求めた訴訟の初弁論が神戸地裁であった。同社と国側は争う姿勢を示した。また尼崎市の鉄工所などで勤務していた元作業員（当時56歳）が石綿を吸い、肺がんなどで死亡したとして、妻が、国に約6700万円の損害賠償を求めた訴訟の初弁論も同地裁で開かれ、国側は争う姿勢を示した。

10/14 ニチアス羽島工場の隣にあった工場の元従業員の約25%に、石綿関連病変の胸膜肥厚斑があることが、岡山大大学院の鈴木貴志、鈴木越治両助教（環境疫学）らの調査で分かった。プランクのあつた1人は昨年、中皮腫で死亡し、専門家は元従業員の定期的な健康管理を国などに求めている。石綿工場近隣の工場労働者集団を対象とした追跡調査は初めて。工場は「南濃紡績」で、1950年代初頭に操業を始め66年に倒産。従業員は鹿児島、静岡など全国から来ていた。綿の紡績をしていたが、南側と西側は茶石綿などを使用したニチ

アス工場に隣接していた。調査はOB名簿にあつた107人（うち故人8人）が対象。07年に質問などを郵送し65人が応じた。うち22人がCTの画像を提供。プランクは回答者の24.6%にあたる16人にあつた。CT提供者の中では73%に相当した。また、南濃紡績で働いた期間が長いほどプランクの確認される確率が高かった。

阪神大震災から15年の来年1月、神戸市のNPO法人「ひょうご労働安全衛生センター」などが、災害時の建物倒壊によるアスベスト飛散に備えてマスクを備蓄する「マスクプロジェクト」を始める。被災地の教訓を基に、災害時の新たなアスベスト被害を防ぐ狙いだ。マスクプロジェクトは、患者支援団体「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」が中心になって年内に基金を創設。来年1月16日に取り組みのスタートとして、神戸市でシンポジウムを開催する予定だ。

労働組合「アスベストユニオン」は「東洋製作所」が団体交渉を拒否したのは不当労働行為として、大阪府労働委員会に救済を申し立てた。大阪府内の退職者労組による救済申し立ては初めて。東京都に本社を置く大型冷凍機、空調機の製造・補修会社「東洋製作所」関西支社に1963年から勤めた神戸市の男性が補修・メンテナンスで石綿粉じんを吸い、退職翌年の04年に肺がんのため61歳で死亡。淀川労働基準監督署は昨年、労災認定した。退職者2人も、石綿関連病変の胸膜肥厚斑が現れ、大阪労働局から石綿健康管理手帳を交付された。今年8月、妻と退職者計3人はユニオンに加入し、団交を申し入れたが、会社は拒否したとしている。

10/28 小沢銳仁環境相は、中央環境審議会環境保健部会に、石綿健康被害救済制度の救済対象疾患の拡大と救済制度の見直しを諮問した。対象疾患に石綿肺などを加えることの検討を求めた。諮問を受けて同部会は小委員会を設置し、検討することを決めた。このほか救済制度をめぐっては、患者団体が「労災保険に比べて給付内容が十分でなく、肺がんなどの認定基準が厳し過ぎる」として、制度の見直しを求めていた。

11/4 中皮腫による国内の死者が08年に1170人に上っていたことが厚生労働省の人口動態統計で分かった。石綿による肺がんの発症は中皮腫の2倍との専門家の見方もある。都道府県別の死者は大阪110人、東京108人、神奈川105人、兵庫105人の順。人口10万人当たりの死亡率（粗死亡率）は長崎2.02人、兵庫1.91人、香川1.81人、富山1.65人、広島1.59人の順。

尼崎市は市営住宅12棟の居室の天井の吹き付け材から、基準値以上の白石綿や毒性の強い「トレモライト」が検出されたと発表した。市は天井をシートなどで囲う飛散防止工事を来年度末までに実施する。

11/5 労働者時代にアスベストを吸い、肺がん死

した元断熱工の妻が、政府の自営業者向け労災保険に特別加入していたため、補償が激減したのは不当と処分取り消しを求めた岡山地裁の訴訟で、国が処分を取り消す方針であることが分かった。原告の主張通り労働者時代の労災保険が適用され、訴訟は終結する見通し。補償は約2倍になる可能性がある。元断熱工は岡山県玉野市の「山陽断熱」で1955-77年に勤務、保温材の取り付けなどをした後、自営業の保温工事で石綿を扱い、91年に労災保険に特別加入。02年に肺がんとなり03年に66歳で死亡した。特別加入時に任意設定した保険料では1年間の遺族補償は59万円だった。訴状で遺族側は労働実態と医学常識の双方から処分の不当性を訴えていた。岡山労働局は「最近の調査で新しい事実が出て、労働者時代の労災保険を適用する方向だ」と説明している。

11/6 クボタは、尼崎市の旧神崎工場内外で発生したアスベスト被害について、周辺住民と元従業員の被害者が9月末現在で368人になったと発表した。うち死亡者は293人。3月末時点と比べ、被害者は8人、死亡者は17人増えた。救済金支払いを申請した周辺住民は9月末時点で205人。うち149人が亡くなっている。元従業員の被害者は163人で死亡者は144人。

11/7 アスベスト病変多発の横浜市鶴見区で、エーアンドエーマテリアルの住民健康診断の結果、プラーカーが、この半年間で5人増加したと分かった。同社は07年春から無料の検診を始めた。9月末現在で168人が受診し、プラーカーは計49人となつた。3月末から半年間で11人が受診し、うち5人がプラーカーと判定された。同社は「5人のうち3人は旧工場の100M以内に居住歴がある。受診者は減ってきているが、今後も住民健診は続ける」と話す。また市が委託された環境省の「健康リスク調査」の今年2回目(10月15-30日)は38人が応募した。

11/11 大阪府南部の泉南地域でのアスベスト被害について、国が1980年代に健康被害の規模を把握しながら情報開示ていなかったことが分かった。元従業員らが国に損害賠償を求めた集団訴訟の原告弁護団が情報公開請求して当時の資料を入手。同日、大阪地裁であった口頭弁論で明らかにした。公開文書によると、岸和田労働基準監督署が84年、上部組織の大坂労働基準局に提出した内部文書で、石綿によるじん肺で死亡した労働者は75人、「要療養者」は142人、「有所見者」は300人超とされ、「驚くべき疾病発生状況を示している」と報告されていた。だがマル秘と押された別の文書によると、大阪労働基準局は86年6月、泉南地域の石綿被害を取材した報道機関の記者に対し、当時の労働衛生課長らが「(被害の)件数はわからぬ」などと回答。さらに、この取材の直前、大阪労働基準局の担当者が旧労働省の担当課からの「指示」を記録した文書には、当時の国会答弁でも石綿肺の労災認定件数は不明としていることを挙げ、「頑張って下さい」とする記述もあった。この文書もマル秘扱いだった。訴訟はこの日で結審し判決は来年5月19日。

東京都など全国4カ所の建物に施工された装飾用吹き付け材「ひる石」に、国際標準化機構(ISO)で角閃石系アスペストに分類される毒性の強い繊維が混入していたことが、NPO東京労働安全衛生センターの調査で分かった。この石綿は、米モンタナ州リバー鉱山産と判明。自治体などによるひる石の調査で、これまで国内でこの石綿が見つかった例はない。問題のひる石は、北海道1カ所と香川県2カ所の公民館と、東京都の民間ビル1カ所のコンクリート天井に吹き付けられていた。北海道以外の3カ所は商品名「ゾノライト」。4カ所とも順次飛散防止措置をしている。含有率は0.1-1.5%で石綿含有建材とみなされる濃度だった。

11/12 労働者時代にアスペストを吸い、肺がん死した岡山県倉敷市の元断熱工の妻が、政府の自営業者向け労災保険に特別加入していたため補償が激減したのは不当として、国に処分の取り消しを求めた訴訟の第2回弁論が岡山地裁であった。国側代理人は原告の主張通り、処分を取り消すことを明らかにした。訴訟は終結する見通し。

約30年にわたり耐火材などに含まれたアスベストの粉塵を吸い込んで石綿肺などを発症した元内装工の男性が、元請けの鹿島と竹中工務店の大手ゼネコン2社に計3300万円の損害賠償を求めた訴訟は、両社が計1500万円を支払うことなどを条件に大阪地裁で和解した。4日付。田中敦裁判長が8月、「元請け業者は下請けの労働者を実質的に指揮監督する立場にあり、防止措置をとるべきなのに怠った」として和解案を示し、双方が受け入れた。和解条項では「被告は、原告がさまざまな病状で苦しんでいることを重く受け止め、心から遺憾の意を示す」としている。男性は昭和39年以降、大阪や神戸など両社関連の少なくとも37件の現場で稼動。耐火被覆材や内装ボードを削る作業に従事したがマスクは支給されなかつた。平成9年に石綿肺と続発性気管支炎を併発した。

11/23 中国地方の自治体で建築指導や公共施設の建設、検査、修理に携わった50歳代の男性職員が中皮腫を発症し、仕事上アスベストを吸ったのが原因として、公務災害に認定されていたことが分かった。建築現場に出向いて働いた地方公務員が石綿による公務災害を認められたのは初めて。職員は73年以降、建築指導や営繕部門などで勤務。建物の調査や建材の劣化状況の検査に携わる中で、石綿にさらされる作業にも従事。08年に胸膜中皮腫と診断され、公務災害を申請し、今年認定された。

11/27 石綿健康被害救済制度の見直しを検討する環境省中央環境審議会の小委員会の初会合が開かれ、「石綿対策全国連絡会議」の古谷杉郎事務局長が委員に指名された。また、石綿被害を受けた患者が「労災保険給付と同等の救済を」などと意見を述べた。患者が国の審議会などで意見陳述の機会を与えられたことはこれまでなかつた。小委員会は石綿肺などの対象疾患拡大について、来年3月をめどに結論を出し、その後、制度全体の見直しの検討に入る。

前線から

フジタが継続雇用を拒否 経営環境悪化が理由！？

全港湾建設支部

大 阪

準大手ゼネコン「フジタ」は、全港湾建設支部フジタ工業分会の2名に対して、60歳定年再雇用拒否（10月末）と61歳再雇用契約更新拒否（11月末）を相次いで行い、事実上、解雇した。

㈱フジタは、高年齢者雇用安定法（2004年改正）が2006年4月から施行されるため、同年3月末に就業規則を改定し、「60歳を定年とするが、労使協定に基づく対象者は再雇用すること」を制度化した。全港湾建設支部は、2007年1月、過半数組合とは別に対象者の基準を決めた労働協約を結んだ。これにより、全組合員が基準を満たしているため、再雇用を希望すればフジタは再雇用することになった。また、労働条件については、会社が定めた要

綱を尊重するものの、団体交渉で協議することとした。

実際、昨年11月定年を迎えた宮崎氏について、労使協議のうえ、賃金・労働日数・職務内容・社会保険等の労働条件を確認した労働協約を結び、再雇用した。この労働協約では、高齢法の規定に従い、2012年11月まで雇用契約を更新することを明記した。

ところが、㈱フジタは、昨年秋以降の建設需要が減少するなか、事業規模の縮小を見込み、企業が生き残るためにには人減らし合理化が不可避として、①61歳以上の再雇用者の雇い止め、②60歳定年退職者の継続雇用の中止を打ち出し、対象者約200名へ「同意」を迫った。企業内組合が全く対応しない中、個々にバラ

バラにされた労働者に抵抗する手段はなく、多くの労働者が同意を強要された。

私たちは、経営責任を労働者に転嫁する人減らし合理化反対、経費削減が不可避ならワークシェアリングなど雇用を維持するための多様な方策を実施するべきだと主張し、本年5月以来、10数回の団体交渉を行い政策転換を要求した。

㈱フジタは、川元・宮崎両氏について、「6ヶ月間限り」の再雇用は行うが再更新はしないと主張し、このことを組合が認めないと場合は雇用契約をしないとの主張を繰り返した。その理由として、①再雇用を継続できる経営環境にない、②両氏の同僚には「同意」してもらっている、両名だけ優遇できない、③50歳代に希望退職の募集を行い120名退職してもらったなどを挙げた。

ところが、09年度業績予想では経常利益40億円を公表し、中間決算発表時においても維持している。この水準は前年度実績を下回るものではあるものの、人員整理をしなければならない

状況ではないことは明らかだ。また、闘わない労働者に退職を強要し、「同意」しない組合員に優遇できないとは笑止千万といわなければならぬ。

しかし、㈱フジタは、高齢法に基づく就業規則で自ら約束し、また、労働協約で労働組合と約束した再雇用制度について、「運用中止の申入れ」に「同意してもらいたい」と「お願い」したが、その「お願い」を断られたことを理由にして、再雇用を拒否するという事実上の解雇を強行した。

就業規則に反した再雇用拒否を許さない。労働協約に反する雇用契約の強要を認めるわけにはいかない。

高齢法は、厚生年金支給年齢を65歳にするという政府の方針のもと、高齢者の生活を支える手段として、雇用の確保を企業側に求めた背景がある。そのため、厚労省のQ&Aは、労働者の働く権利を確立する視点ではなく、雇用確保を企業に「お願い」するような色合いが強くている。65歳までの雇用確保措置を義務化

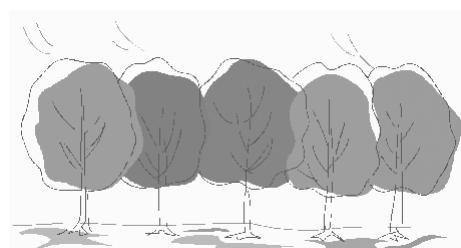
しているものの、罰則規定がないなどを理由に、経営側は制度の形骸化を狙っている。フジタの団交メンバーは「法律は高齢者の雇用を義務付けしていない」などと嘯いている。各地で、高齢法をめぐる闘いが取り組まれているが、継続雇用の対象となる基準、雇用確保のための制度に当たるか否かをめぐる闘いが多い。判決は概して経営側に有利な解釈をしていると聞き及んでいるが、労働法学者など学説では、働く権利を認めるものが多数である。その意味では、現場での闘いが自らの権利確立のために必要である。

㈱フジタの場合、高齢法を守らないどころか、自らが労働基準として約束した就業規則、労働組合との約束事項である労働協約すら、経営環境の悪化を口実

に、平気で破るという極めて理不尽なものである。このようなことが許されるならば、高齢法は全く形骸化してしまうことになり、その影響は甚大といわなければならない。

全港湾建設支部は、原告2名による地位確認を求める裁判を支部の闘いとして支援していく。12月9日には提訴に併せて、解雇の撤回を求めて24時間ストライキで闘い、会社を厳しく糾弾した。

㈱フジタは、労働協約の解約を予告するなど、悪あがきをしているが、当該を軸としながら、現地での闘いでフジタを追い詰めるとともに、裁判闘争においても不当性を明らかにしていく。ご支援を心からお願いします。（全港湾建設支部フジタ工業分会）



10月の新聞記事から

10/1 違法な時間外労働を行わせ安全配慮義務を怠ったとして、京都市立小、中学校の教員ら9人が市に慰謝料など総額約3300万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が、大阪高裁であった。裁判長は教員1人に55万円を支払うよう市に命じた1審京都地裁判決を変更、3人に各55万円の支払いを命じた。1審同様、安全配慮義務違反のみ認定した上で、教員の時間外労働は「自由意思を拘束していない」と違法とは認めなかつた。ほか6人の請求は棄却。認められた3人の時間外労働は月92~108時間と推計された。

10/6 トレーラーなどが車軸にかかる重量制限「軸重規制」を守らず高速道路を走行したとして、兵庫県警交通捜査課と高速隊などは道路法違反などの疑いで、運送会社「辰美運輸」など9社と運転手ら15人を書類送検した。

10/7 神戸市中央区の神戸港コンテナバースで、台風18号の接近に備えて同僚と4人でコンテナの固定確認作業をしていた倉庫会社員が、コンテナ上から転落し死亡した。

10/8 廃炉中の新型転換炉「ふげん」(福井県敦賀市)の原子炉補助建屋内で、放射性物質のトリチウムを含んだ重水約70m³がもれ、作業員1人が被曝した。被曝量は法令の限度を大幅に下回る。ふげんは現在、解体に向け、建物内の放射性物質を取り除く洗浄作業をしている。

宮城県加美町のサケ養殖場で掃除をしていた従業員が、台風18号の影響で増水した池に転落し、翌日遺体で発見された。さいたま市西区の大宮国際カントリークラブでは、台風18号の影響の強風のために根本から折れたポプラの木がショベルカーでコースの整備をしていたゴルフ場職員に当たり、男性は重体。静岡県内では台風18号の影響で7人が軽傷を負った。浜松市でバイクで新聞配達中の男性が強風で垂れ下がった電線で顔を打ち転倒。同市南区でも別の新聞配達の男性と女性が突風にあおられ、転倒した。和歌山県みなべ町の路上で、新聞配達員のミニバイクが台風で倒れた木に衝突し転倒、間もなく死亡した。台風18号による死者は計5人。

10/10 滋賀県竜王町のダイハツ工業滋賀竜王第1工場の第3鋳造工場内から出火、ダクトの清掃中だった田伏工業社員1人が建物内に取り残され死亡。建物内でアルミ溶解炉のメンテナンスを行っていた同社社員の男性が全身やけどの重傷、ダイハツ工業社員の男性も左足にやけどの軽傷。ほか2人が煙を吸うなどして計4人が救急搬送された。同工場は軽乗用車のエンジンのアルミ部品を鋳造するライン。溶解炉の熱でアルミの粉塵が爆発した可能性があるとみて調べている。

10/16 鳥取大医学部の大学院生で医師だった男性が付属病院で徹夜勤務をした直後に交通事故死したのは、睡眠不足や過労を生じさせた大学側の責任だとして、両親が鳥取大に損害賠償を求めた訴訟の判決で鳥取地裁は約2000万円の支払いを命じた。判決理由で「大学院生の業務内容は勤務医と大きく変わらず、業務の性質は精神的負荷が高いものだ」と認定。大学側は控訴せずに確定。

10/21 上司のパワハラでうつ病になり退職に追い込まれたとして、鳥取県米子市の50代女性が、勤務先だった富国生命保険と元鳥取支社長に5000万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、鳥取地裁

米子支部は、慰謝料など330万円の支払いを命じた。判決は「女性のうつ病は上司の配慮を欠いた行為がきっかけで発症」と認定したが、退職については因果関係を認めなかつた。上司の元鳥取支社長や元米子営業所長は2003年、ほかの社員の前で女性を問いただすなどし、女性は同年7月、ストレス性うつ病と診断され休職を経て、05年に自動退職となつた。

10/24 伊豆諸島の八丈島近海で第1幸福丸と連絡がとれなくなった。船には船長ら8人が乗っており、第3管区海上保安本部は、現場海域を捜索。28日現場付近で転覆状態の幸福丸を発見、船内から3人が救出された。救命いかだも発見し、中から船長の遺体を収容した。残り4人は行方不明。

10/27 日本マクドナルドの横浜市の店舗の女性店長が07年、勤務中にくも膜下出血で倒れ死亡したのは過重労働が原因として、神奈川労働局の労災補償保険審査官が過労死と認定していた。横浜南労働基準監督署が労災と認めなかつたため、遺族が同労働局に審査請求していた。女性店長は07年10月仕事中に倒れ3日後に亡くなつた。女性は、管理監督者とされていたが、実際は「名ばかり店長」の状態だった。昨年9月に横浜南労働基準監督署に労災を申請。今年2月、女性が倒れた日を発症日とし、その前に女性が休暇を取っていたことなどから、発症と業務との関係はないとして認められなかつた。神奈川労働局の審査請求では、女性が倒れる前の携帯電話のメールの送受信歴などから頭痛に関する記録を確認し、倒れる前の9月下旬の発症を類推できると認定。この日からさかのほると、残業時間は過労死認定基準となる月平均80時間を超えていた。

静岡県西部の小学校で養護教諭を務めた尾崎善子さんが00年に自殺したのは、過重労働によるうつ病が原因として、母親が地方公務員災害補償基金県支部に公務災害と認めるように求めた訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷は県支部側の上告を棄却した。請求を棄却した1審静岡地裁判決を取消し公務災害とした2審東京高裁の逆転勝訴判決(08年4月)が確定した。養護学級で障害児2人を担任していた尾崎さんは00年1月、さらに障害児を2週間の体験入学で受け入れ、体験入学の途中からうつ病を発症し、同4月に休職。復帰間近の同8月に自殺した。

10/28 自殺した福岡県職員の男性の遺族が「公務が原因」として、地方公務員災害補償基金に公務外認定処分の取り消しを求める訴訟の判決が福岡地裁であり、裁判長は請求を認め処分を取り消した。男性職員は1995年に福岡県に技師として採用され、筑後農林事務所に配属、地滑り対策事業を担当したが、過重な仕事を任せられ、うつ病など精神障害を発症し99年に自殺した。

10/30 関西国際空港で国際線の機内食調理・配送を担当している会社の男性社員が、11年間で8度も配置転換をされたうえ、受付業務に専従させられうつ病になつたなどとして、会社を相手に、受付を担当する義務がないことの確認と慰謝料300万円を求め、大阪地裁岸和田支部に提訴した。男性は94年に入社。05年4月までに7回配置転換され、玄関での受付専従を命ずる8回目の配置転換を伝えられた。男性は内示翌日にうつ病と診断され後休職し、07年4月に復帰した。

11月の新聞記事から

11/4 愛知県武豊町の化学メーカーの日油武豊工場内の点火薬製造室で小爆発が起こり、同社社員1人が爆風で約3M飛ばされ全身やけどで死亡。薬品を調合し、自動車のエアバッグを膨らませるための点火用火薬を製造していた。

山口県下関市の下関三井化学の工場で爆発が起き、三フッ化窒素のプラントがある鉄骨平屋の工場約1500平方Mを全焼し、作業員5人が負傷した。爆風で住宅など37棟の窓ガラスが割れ、屋根が壊れたりなどし、住民も一時避難した。同社の業務委託先の従業員が軽いやけど、従業員3人がけが。工場近くの住宅で風呂工事をしていた男性も飛んできた瓦で指を切ったほか、付近の住民2人が軽傷。さらに車30台のガラスが割れるなどの被害が出た。

11/10 愛媛県今治市の太陽石油四国事業所で平成18年1月、点検作業中の原油タンク内で出火し5人が死亡し2人が負傷した火災で、業務上過失致死傷容疑で書類送検された工務部長ら責任者9人について、松山地検は「予見困難」などと不起訴処分とした。火災は18年1月17日、タンクの底にたまつた原油かすを軽油で溶かし、亀裂や損傷がないかを点検する作業中に発生。

11/11 非常勤職員の新規採用時にセクハラ防止策が未実施として、総務省が3月に改善を勧告した13府省庁のうち、対策を講じたのは農林水産省、金融庁など5省庁にとどまることが総務省の調査で分かった。法務省、厚生労働省など7省庁は「実施予定」としたが、内閣府、官内庁、環境省は「検討中」だった。総務省は1年後、勧告に対する取り組みを再調査する。セクハラを排除する職場環境の「監督者」が不明確と勧告された14省庁のうち「課長補佐以上」などと規定を設けたのは国土交通省や警察庁など5省庁だった。

新潟市中央区の県道で、路面にラインを引いていた作業員が、乗用車に次々とはねられ、道路工事会社社員1人が脾臓破裂などの重傷、同僚の男性作業員4人も打撲などの軽傷を負った。

11/12 北海道旭川市のNTT東日本の男性社員が急性心不全で死亡したのは「業務変更に伴う長期研修によるストレスが原因」として、遺族が旭川労働基準監督署の労災申請却下処分の取り消しを求めた行政訴訟の判決が、札幌地裁であった。裁判長は死亡と業務の因果関係があるとして労災を認め、同労基署に処分の取り消しを命じた。亡くなった奥村喜勝さんは心臓疾患を抱えていたが、01年4月、会社側から早期退職の業務変更を求められ、業務変更を選んだ奥村さんは02年4月から札幌市や東京都で新業務に必要な技能習得のための研修に参加していたが、同年6月9日に死亡した。判決は「研修中は時間外労働はなかったが、宿泊を伴う長期研修と頻繁な移動によって普段なら生じない疲労が蓄積し、心臓疾患を増悪させ、急性心不全が発症した。」と判断した。遺族は03年2月、同社に対し損害賠償請求裁判を提訴し、札幌高裁判決(09年1月)は会社側に約1660万円の支払いを命じた。

11/13 JR西日本の運転士服部匡起さんがうつ状態になって自殺したのは日勤教育が原因として、父親が労災申請を退けた尼崎労働基準監督署の決定取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高

裁は請求を棄却した一審神戸地裁判決を支持、請求を棄却した。判決は「精神障害を発症させるほど強い心理的負荷だったとまで認めるのは困難」と指摘。自殺との因果関係を否定した。

11/14 韓国釜山市内にある室内射撃場で火災が発生し、日本人観光客や従業員ら13人が死亡、火災は約30分後に鎮火したが、待合室のソファなどが燃え、有毒ガスが広がったとみられ、待合室では7人の遺体が発見された。

11/18 大阪労働局が過去に過労死認定した在阪大手企業名を開示しなかったのは不当として、過労自殺で夫を亡くした女性が、非開示処分の取り消しを求める行政訴訟を大阪地裁に起こした。女性は「企業名を公表して社会の監視下に置くことが再発防止になる。就職先を選ぶために必要な情報だ」と話している。女性は「大阪過労死問題連絡会」の弁護士らとともに今年3月、大阪労働局に対し社員1万人以上で過労死認定された事業所名などの情報公開を請求。しかし4月に出された文書は個人情報を理由に企業名が黒塗りにされていた。

11/24 沖縄県立芸術大学が学生や教職員、非常勤講師らを対象に実施した調査で、パワーハラスマントやセクシュアルハラスマント、アカデミックハラスマントの被害を受けたり、現場を見たりしたことがある、と答えた人が、51人に上ることが分かった。調査は10月1日から15日まで無記名で実施し、122人が答えた。パワハラについては24人が「ある」とし、セクハラに関しては7人が「ある」と回答。調査では、教職員ら14人の実名も挙がり、このうち6人に對し、宮城篤正学長が注意を促した。

11/26 国のトンネル工事現場で働いた全国の元作業員ら118人が、じん肺を患ったのは工事を請け負った雇用主のゼネコンが安全に配慮しなかったためとして、1人当たり3300万円の賠償を求めて東京など12地裁に一斉提訴した。昨年11月に155人が提訴した第3陣訴訟に加わる2次提訴。原告団は今後、ゼネコンに対し、重いじん肺にかかる元作業員らが治療費などを受け取るため、裁判を起こさなくとも簡単な手続きで迅速に補償を受けられるよう基金の創設を求めるという。

11/27 立命館大は社会学研究科の50代の男性教授を、女子院生にセクシュアル・ハラスマント行為を繰り返したとして諭旨解職処分にした。また、指導していた女子学生に対するセクハラ行為で調査中だった別の60代の男性教授の依頼退職を認めた、と発表した。再発防止に向け、教職員の行動指針、倫理綱領を年内に策定するとした。

千葉県松戸市消防局の元消防士4人が、訓練中にパワハラを受け退職を余儀なくされたとして、市に計約1200万円の損害賠償を求めた訴訟は、千葉地裁松戸支部で、市がパワハラ行為を事實上認め、計660万円を支払う和解案で双方が同意した。12月の市議会で和解案が承認されると正式に和解する。和解案には、1市は訓練で配慮に欠けた言動や行き過ぎた行為があつたことを真摯に受け止めて、原告方に遺憾の意を表する、2再発防止のための教育を消防局内で徹底する、といふもの。松戸市消防局は7月、当時の管理職ら11人を減給などの処分にしている。

2009年冬期カンパへの ご協力のお願い

各位におかれましては、様々な活動にご奮闘のことと存じます。深く敬意を表しますとともに、日ごろの私ども関西労働者安全センターへのご支援、ご協力に厚く御礼申し上げます。

経済不況と格差と貧困の拡大の中で政権交代が現実のものとなった今、悪政を転換し、労働者・市民の声が本当に反映される政治をかちとるため、私たちひとりひとりの意志と根気が試されているのではないでしょうか。

そうした大きな変化が期待される今こそ、私たち関西労働者安全センターは、労働者、被災者、労働組合、専門家の力を結集して、諸課題に取り組んでいきたいと考えております。

昨今の情勢を反映して労働現場ではメンタルヘルス問題が頻発し、パワーハラスマント被害も目立ち、被害を受けた方たちからの相談が相次いでいます。当センターでは、地域の労組や各地の安全センターと連携しながら被災者と職場安全衛生活動の支援を進めています。

クボタショック以降に大きく顕在化したアスベスト問題については、増え続ける被害者の支援活動を進めながら、労災とそれ以外の被害者の格差のない補償・救済制度の実現と将来のアスベスト被害を最小限に食い止めるためのアスベスト対策基本法の制定を目指して、全国の仲間と共に運動に取り組んでいるところです。

建設職場における安全衛生確保の失敗の結果として、多くの労災職業病被害者が生み出されました。同時に労災・職業病隠しの横行が被害を隠し、対策を遅らせてきました。これらの責任はゼネコンや行政にあることは明かです。当センターではこれまで、じん肺、難聴、振動病に罹患した多くの研り労働者の支援を続けてきましたが、こうした深刻な被害を社会的に明らかにし、潜在している被害者の救済を進めるために、研りじん肺に対するゼネコンの責任を問う訴訟に踏み切ることにしました。

そのほか、労働者の命と健康をめぐっては諸課題が山積しています。

皆様と共になお一層取り組みを進めてまいります所存です。

いつもながらのお願いでまことに心苦しい限りですが、安全センター運動へのカンパをお願い申し上げます。

2009年12月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦功

事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284